

美しい電子部品を究めます

ALPS®

第83回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2016年(平成28年)6月23日(木曜日)
午前10時
(当日は、午前9時より受付を開始します。)

開催場所 東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプス電気(株)本社 1階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

目次

第83回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)12名選任の件	11
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	19
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	23
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件	26
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	26
第8号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬型ストック・オプション制度の具体的な内容決定の件	27
(添付書類)	
事業報告	34
連結計算書類	59
計算書類	63
監査報告書	65
会場ご案内図	

ALPS 電気株式会社

証券コード：6770

株主各位

東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプス電気株式会社
代表取締役社長 栗山年弘

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの熊本県を中心とする地震により被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

また、当日ご出席願えない場合は、後記の「4. 招集にあたっての決定事項」をご参照のうえ、2016年6月22日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2016年（平成28年）6月23日（木曜日）午前10時
（当日は、午前9時より受付を開始します。）
2. 場 所 東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプス電気(株)本社 1階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
 - ・ 報告事項
 - 1) 第83期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2) 第83期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）計算書類報告の件
 - ・ 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
 - 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション制度の具体的な内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

3頁～4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

5. インターネット開示についてのご案内

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」「個別注記表」「連結株主資本等変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.alps.com/j/>) に掲載いたしております。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類または計算書類の一部です。

以上

~~~~~  
※総会当日ご出席の株主の皆様へ

- 1) 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 2) 株主様ではない代理人及びご同伴の方、お子様など、株主様以外の方は総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。
- 3) 本株主総会開始前、ならびに総会終了後、歴史的製品や技術資料などを展示している「未来工房」（当社ビル内2階）をご見学いただけます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（5頁～28頁）をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

**A** 株主総会への出席による  
議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、第83回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

**B** 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、  
**2016年6月22日（水曜日）午後5時00分**までに到着するようご返送ください。

**C** インターネットによる  
議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、  
**2016年6月22日（水曜日）午後5時00分**までにご行使ください。  
詳しくは、次頁をご覧ください。

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会にご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.alps.com/j/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

**1** インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※ から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。

※ 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

**2** パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合など株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。

**3** 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応していません。

**4** 株主様以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

**5** 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**

（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

### 【機関投資家の皆様へ】

機関投資家の皆様は、議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、電子部品事業における連結業績をベースに、①株主への利益還元、②将来の事業展開や競争力強化のための研究開発や設備投資、③内部留保のこれら3つのバランスを考慮して利益配分を決定することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績の動向、財務体質、株主の皆様の配当に対するご期待等を総合的に勘案し、以下のとおり増配いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は2,938,464,645円となります。これにより、中間配当金として1株につき10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき25円となり、前期比10円の増配となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年6月24日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社現行定款について、次の理由から所要の変更及び削除を行うものであります。なお、本議案は、本株主総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

- (1) 2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により新たに創設された「監査等委員会設置会社」への移行に関する変更  
社外取締役による業務執行の監督機能の充実を図り、モニタリング機能を強化することで、ガバナンスならびに企業価値の一層の向上に資すると判断したため、監査等委員会設置会社に移行するために、次の変更を行うものであります。
  - ① 監査等委員会設置会社へ移行するための規定を新設するものであります(変更案第4条)。
  - ② 監査等委員である取締役に関する規定を新設するものであります(変更案第19条第2項、第21条第2項・第3項)。
  - ③ 第5章の標題を「監査役および監査役会」から「監査等委員会」に改め、「監査役会」に関する規定を「監査等委員会」に関する規定に置き換えるものであります(変更案第30条から第32条まで)。また、会社法上、常勤監査等委員の選定は要求されておりませんが、当社は常勤監査等委員を置くこととするためこれを明記するものであります(変更案第31条)。
  - ④ 取締役会の決議により、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設するものであります(変更案第25条)。
  - ⑤ 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役に関する規定を削除するものであります(現行定款規定第29条から第37条まで)。
  - ⑥ 監査等委員会設置会社への移行に伴い、既定の条文にその他の所要の変更及び新設を行うものであります(変更案第20条第1項・第4項、第24条第1項・第2項、第26条及び第27条)。
- (2) 責任限定契約の締結の対象範囲の拡大  
責任限定契約の締結の対象範囲を現行定款の社外取締役から非業務執行取締役に拡大するものであります(変更案第29条)。当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 剰余金の配当等の決定機関  
機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能にするため、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行い得るよう、規定の条文に所要の変更及び新設を行うとともに(変更案第36条及び第37条)、同条の一部と内容が重複する現行定款第42条(中間配当)を削除するものであります。
- (4) その他  
上記のほか、規定の移動、削減及び表現の修正等、全般にわたって所要の変更や整理を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                            | 変 更 後                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総則<br/>第1条～第3条 (条文省略)</p>                                                                   | <p>第1章 総則<br/>第1条～第3条 (現行どおり)</p>                                                                    |
| <p>第4条 (機関)<br/>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) 監査役<br/>(3) 監査役会<br/>(4) 会計監査人</p> | <p>第4条 (機関)<br/>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) 監査等委員会<br/>(削除)<br/>(3) 会計監査人</p>    |
| <p>第5条 (条文省略)</p>                                                                                  | <p>第5条 (現行どおり)</p>                                                                                   |
| <p>第2章 株式<br/>第6条～第12条 (条文省略)</p>                                                                  | <p>第2章 株式<br/>第6条～第12条 (現行どおり)</p>                                                                   |
| <p>第3章 株 主 総 会<br/>第13条～第18条 (条文省略)</p>                                                            | <p>第3章 株 主 総 会<br/>第13条～第18条 (現行どおり)</p>                                                             |
| <p>第4章 取締役および取締役会<br/>第19条 (員数)<br/>当社の取締役は18名以内とする。<br/><br/>(新設)</p>                             | <p>第4章 取締役および取締役会<br/>第19条 (員数)<br/>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は18名以内とする。<br/>②監査等委員である取締役は、7名以内とする。</p> |
| <p>第20条 (選任)<br/>取締役は株主総会の決議によって選任する。</p>                                                          | <p>第20条 (選任)<br/>取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p>                                 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>② (条文省略)<br/>③ (条文省略)<br/><u>(新設)</u></p> <p>第21条 (任期)<br/>取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者および議長)<br/>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/>② (条文省略)</p> <p>第24条 (代表取締役および役付取締役)<br/>代表取締役は取締役会の決議によって選定する。</p> <p>②取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>② (現行どおり)<br/>③ (現行どおり)<br/>④補欠の監査等委員である取締役の予選が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第21条 (任期)<br/>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者および議長)<br/>取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/>② (現行どおり)</p> <p>第24条 (代表取締役および役付取締役)<br/>代表取締役は取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、選定する。<br/>②取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。</p> <p>第25条 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u><br/>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                             | 変 更 後                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第25条 (取締役会の決議の省略)<br/>           当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> | <p>第26条 (取締役会の決議の省略)<br/>           当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>                                   |
| <p>第26条 (報酬等)<br/>           取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「<u>報酬等</u>という。 ) は株主総会の決議によって定める。</p>                                        | <p>第27条 (報酬等)<br/>           取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>                              |
| <p>第27条 (条文省略)</p>                                                                                                                                  | <p>第28条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                    |
| <p>第28条 (社外取締役の責任限定契約)<br/>           当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</p>                       | <p>第29条 (取締役の責任限定契約)<br/>           当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。 ) との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> |
| <p>第5章 監査役および監査役会<br/>           第29条～第37条 (条文省略)</p>                                                                                               | <p>(削除)</p>                                                                                                                                            |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                         | <p>第5章 監査等委員会<br/>           第30条 (監査等委員会の招集通知)</p>                                                                                                    |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                         | <p>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前に発する。但し、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>                                                                         |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                         | <p>第31条 (常勤監査等委員)<br/> <u>監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定する。</u></p>                                                                                       |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                         | <p>第32条 (監査等委員会規則)<br/> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>                                                           |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6章 会計監査人<br/>第38条～第39条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算<br/>第40条 (条文省略)</p> <p>第41条 (剰余金の配当)<br/>当社は株主総会の決議によって毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「<u>期末配当金</u>」という。)を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第42条 (中間配当)<br/>当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定により金銭の分配(以下「<u>中間配当金</u>」という。)をすることができる。</p> <p>第43条 (配当の除斥期間)<br/>期末配当金および中間配当金は支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> | <p>第6章 会計監査人<br/>第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算<br/>第35条 (現行どおり)</p> <p>第36条 (剰余金の配当等の決定機関)<br/>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>第37条 (剰余金の配当の基準日)<br/>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。<br/>②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第38条 (配当の除斥期間)<br/>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。本総会終結の時をもって、現在の当社取締役13名は、定款第21条の定め及び監査等委員会設置会社への移行により、全員任期満了となりますので、監査等委員である取締役とは区別して取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第2号議案）の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                             | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 再任<br><br>1                                                                                                                                                                                                       | <p>かた おか まさ たか<br/>片岡 政隆<br/>(1946年6月30日)</p>  | <p>1972年4月 当社入社<br/>1981年3月 同 角田事業部長<br/>1982年6月 同 取締役<br/>1985年6月 同 常務取締役<br/>1986年10月 同 専務取締役<br/>1988年6月 同 代表取締役社長<br/>2012年6月 同 代表取締役会長（現任）<br/>(重要な兼職の状況)<br/>アルパイン株式会社 取締役<br/>株式会社アルプス物流 取締役</p> | 900,000株   |
| <p><b>【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由】</b><br/>片岡 政隆氏は、当社取締役就任以来、長年にわたり、経営者として豊富なマネジメントの経験と知識を持ち、取締役としての職責を果たしております。<br/>これらのことから、当社が今後も更なる企業価値の増大を図り、持続的な成長を実現するにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。</p> |                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                         |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                             | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div><br><br>2                                                                                                                                                                      | <p style="text-align: center;"> <small>くり やま とし ひろ</small><br/> <b>栗山 年弘</b><br/>           (1957年4月25日)         </p>  | <p>1980年4月 当社入社<br/>           2004年4月 同 磁気デバイス事業部長<br/>           2004年6月 同 取締役<br/>           2007年4月 同 事業開発本部長<br/>           2009年4月 同 技術本部長<br/>                             同 技術・品質担当<br/>           2009年10月 同 MMP事業本部 コンポ-ネント事業担当<br/>           2011年6月 同 常務取締役<br/>           2012年4月 同 技術本部長<br/>           2012年6月 同 代表取締役社長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>           アルプス(CHINA) カンパニー・リミテッド 董事長</p> | 16,300株    |
| <p><b>【取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者とした理由】</b></p> <p>栗山 年弘氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。</p> <p>また、代表取締役として、当社事業の強化と収益性の向上に貢献するなど、リーダーシップを発揮しております。</p> <p>これらのことから、当社が今後も更なる企業価値の増大を図り、持続的な成長の実現にあたり、業務執行を行う適切な人物と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |

| 候補者<br>番号                                                                            | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                            | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                            | 所有する当社<br>の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 再任<br><br>3                                                                          | 木本 隆<br>(1958年10月1日)<br>   | 1981年4月 当社入社<br>2006年7月 同 営業本部 副本部長<br>2008年6月 同 取締役<br>2009年4月 同 AUTO事業本部長<br>2010年4月 同 欧米担当<br>2012年4月 同 営業本部長 (現任)<br>2012年6月 同 常務取締役 (現任)                                                                                                  | 21,432株        |
| <b>【取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者とした理由】</b>                                              |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                |                |
| 木本 隆氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。                                  |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                |                |
| また、常務取締役として、営業に関わる事項を統括し、グローバルでの営業戦略の策定・実行等についてリーダーシップを発揮しています。                      |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                |                |
| これらのことから、当社が今後も更なる企業価値の増大を図り、持続的な成長の実現にあたり、業務執行を行う適切な人物と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。 |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                |                |
| 再任<br><br>4                                                                          | 笹尾 泰夫<br>(1959年2月10日)<br> | 1983年4月 当社入社<br>2007年4月 同 営業本部 営業戦略室統括部長<br>2009年1月 同 コポ-ネット事業部 副事業部長<br>2009年4月 同 MMP事業本部 コポ-ネット事業副担当<br>2010年6月 同 取締役<br>2012年4月 同 技術本部 コポ-ネット担当<br>2013年6月 同 コポ-ネット事業担当兼技術本部副本部長<br>2014年6月 同 コポ-ネット事業担当兼技術本部長 (現任)<br>2015年6月 同 常務取締役 (現任) | 10,400株        |
| <b>【取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者とした理由】</b>                                              |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                |                |
| 笹尾 泰夫氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。                                 |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                |                |
| また、常務取締役として、技術・開発に関わる事項を統括し、グローバルでの技術の進化・融合や開発戦略の策定・実行等についてリーダーシップを発揮しています。          |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                |                |
| これらのことから、当社が今後も更なる企業価値の増大を図り、持続的な成長の実現にあたり、業務執行を行う適切な人物と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。 |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                               | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 再任<br><br>5                                                                                                                                                                                                                                         | あま ぎし よし ただ<br>天 岸 義 忠<br>(1956年2月11日)<br>  | 1980年4月 当社入社<br>2003年4月 アルプス・エレクトリック(MALAYSIA) セントリアン・ベルハット取締役社長<br>2007年6月 当社ペリフェラル事業部長<br>2008年6月 同 取締役(現任)<br>2009年4月 同 A U T O事業本部 副事業本部長<br>2011年6月 同 技術担当<br>同 品質担当<br>2012年4月 同 技術本部 モジュール担当<br>2012年6月 同 技術本部長 モジュール担当<br>2013年4月 同 新規&民生モジュール事業担当兼技術本部長<br>2014年6月 同 品質担当兼生産本部資材担当<br>2016年5月 同 品質担当兼生産本部副本部長(現任) | 5,700株     |
| 【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】<br>天岸 義忠氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。<br>また、経営陣として、品質管理の維持・向上など、品質・生産に関わる事項を統括し、リーダーシップを発揮しています。<br>これらのことから、当社が今後も更なる企業価値の増大を図り、持続的な成長の実現にあたり、業務執行を行う適切な人物と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。           |                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |            |
| 再任<br><br>6                                                                                                                                                                                                                                         | うめ はら じゅん いち<br>梅 原 潤 一<br>(1957年3月5日)<br> | 1987年3月 当社入社<br>2004年9月 同 法務・知的財産副担当<br>同 貿易管理副担当<br>2006年6月 同 取締役(現任)<br>2006年7月 同 法務・知的財産担当<br>同 貿易管理担当(現任)<br>2009年4月 同 管理本部副本部長<br>同 技術本部副本部長<br>同 知的財産担当<br>2011年6月 同 法務・知的財産担当<br>2012年4月 同 管理本部法務・知的財産担当<br>2015年7月 同 人事・法務・知的財産担当(現任)                                                                              | 3,000株     |
| 【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】<br>梅原 潤一氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。<br>また、経営陣として、グループ全体の人事・法務・知的財産・貿易管理に関わる戦略の策定・実行等についてリーダーシップを発揮しています。<br>これらのことから、当社が今後も更なる企業価値の増大を図り、持続的な成長を実現するため、業務執行を行う適切な人物と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                               | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 再任<br><br>7                                                                                                                                                                                                                                                         | えだ がわ ひと し<br><b>枝川 仁士</b><br>(1959年5月7日)<br>   | 1983年4月 当社入社<br>1998年4月 同 磁気応用事業部 第3技術部長<br>2008年6月 同 品質担当<br>同 生産技術担当<br>2009年4月 同 MPM事業本部 生産技術統括部統括部長<br>2011年6月 同 取締役(現任)<br>同 MPM事業本部 生産副担当<br>同 MPM事業本部 生産技術担当<br>2012年4月 同 生産本部 生産技術担当<br>2013年6月 同 品質担当兼生産本部 生産技術担当<br>2014年6月 同 生産本部 生産技術担当(現任) | 3,000株     |
| <b>【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】</b><br>枝川 仁士氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。<br>また、経営陣として、生産技術に関わる事項を統括し、製品を生産するためのプロセス技術のグローバルでの深耕や強化についてリーダーシップを発揮しています。<br>これらのことから、当社が今後も更なる企業価値の増大を図り、持続的な成長の実現にあたり、業務執行を行う適切な人物と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                         |            |
| 再任<br><br>8                                                                                                                                                                                                                                                         | だいおうまる たけし<br><b>大王丸 健</b><br>(1959年2月17日)<br> | 1981年4月 当社入社<br>2000年4月 同 営業本部第1営業部長<br>2005年4月 同 営業本部グローバル営業統括部長<br>2006年1月 同 営業本部モバイル営業統括部長<br>2007年4月 アルプス(CHINA) カパニー・リミット 出向部長<br>2012年4月 同 営業本部営業統括部長<br>2013年4月 同 営業本部副本部長兼グローバル営業統括部長<br>2014年6月 同 取締役(現任)<br>同 新規&民生エン지니어リング事業担当兼技術本部副本部長(現任)  | 3,600株     |
| <b>【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】</b><br>大王丸 健氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。<br>また経営陣として、新市場での営業戦略や開発計画の策定・実行等について、リーダーシップを発揮しています。<br>これらのことから、当社が今後も更なる企業価値の増大を図り、持続的な成長の実現にあたり、業務執行を行う適切な人物と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。                        |                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                         |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 再任<br><br>9                                                                                                                                                                                                                                                  | おか やす あき ひこ<br><b>岡安明彦</b><br>(1958年12月17日)<br> | 1981年4月 当社入社<br>2004年4月 同 営業本部第1 営業部長<br>2007年4月 同 営業本部ホーム&EPA 営業統括部統括部長<br>2009年4月 同 HMI事業本部第1 営業部長<br>2012年1月 アルプスエレクトロニクス 台湾 カパニー・リミテッド 出向部長<br>2013年7月 アルプス(CHINA) カパニー・リミテッド 出向部長<br>2015年6月 当社 取締役(現任)<br>同 中国事業担当<br>2016年5月 同 中国事業担当兼生産本部資材担当兼生産本部資材統括部長(現任) | 3,000株     |
| <b>【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】</b><br>岡安 明彦氏は、取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督などの役割を適切に果たしております。<br>また、経営陣として、経済成長著しい中国・台湾の中華圏での事業強化や、資材戦略の策定・実行の総括に務め、リーダーシップを発揮しています。<br>これらのことから、当社が今後も更なる企業価値の増大を図り、持続的な成長を実現するため、業務執行を行う適切な人物と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                      |            |
| 新任<br><br>10                                                                                                                                                                                                                                                 | さ へい てつ ひろ<br><b>佐伯哲博</b><br>(1959年6月30日)<br>  | 1983年4月 当社入社<br>2003年4月 アルプス・チェコ取締役社長<br>2009年7月 当社 MMP 事業本部 生産計画部長<br>2012年4月 同 生産本部 生産計画部長<br>2013年3月 同 生産本部 資材統括部長<br>2014年6月 同 営業本部 グローバル営業統括部長(現任)                                                                                                              | 3,106株     |
| <b>【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】</b><br>佐伯 哲博氏は、主として生産計画に関する業務に従事し、生産効率の向上に寄与するなどの実績があり、現在はグローバル営業統括部長として、グローバルマーケットにおける拡販の総括を行うなど、豊富な経験と知見を有しております。<br>これらのことから、当社が今後も更なる企業価値の増大を図り、持続的な成長を実現するため、業務執行を行う適切な人物と判断したため、同氏を新たに取締役候補者といたしました。                 |                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                      |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                     | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 11                                                                                                                                                                                                                                                        | 気賀 洋一郎<br>(1960年5月4日)<br>  | 1984年4月 当社入社<br>2002年4月 同 営業本部 第4営業部長<br>2004年4月 同 営業本部 グローバル営業部 プロジェクトマネージャー<br>2005年7月 同 ペリフェラル事業部 事業計画室長<br>2007年2月 同 ペリフェラル事業部 プロジェクトマネージャー<br>2009年1月 アルプス・エレクトリック・ヨーロッパ・ゲー・エム・ピー・エー・H<br>-取締役社長<br>2013年10月 当社 営業本部 営業企画室長<br>2015年2月 同 経営企画室長 (現任) | 4,281株     |
| <b>【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】</b><br>気賀 洋一郎氏は、主として国内外の営業活動に関する業務に従事し、欧州現地法人の社長として同市場の販売戦略立案やビジネス拡大などの実績があり、現在は経営企画室長として当社の経営戦略全般に関する総括を務めるなど、豊富な経験と知見を有しております。<br>これらのことから、当社が今後も更なる企業価値の増大を図り、持続的な成長を実現するため、業務執行を行う適切な人物と判断したため、同氏を新たに取締役候補者といたしました。 |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                           |            |
| 12                                                                                                                                                                                                                                                        | 佐藤 浩行<br>(1962年7月17日)<br> | 1985年4月 当社入社<br>2003年10月 同 車載電装事業部 第2技術部長<br>2006年4月 同 車載電装事業部 第3技術部長<br>2009年4月 同 AUTO事業本部 第1技術部長<br>2010年10月 同 AUTO事業本部 開発部長<br>2011年11月 アルプス・エレクトリック(NORTH AMERICA)インク.社長 (現任)                                                                         | 3,063株     |
| <b>【取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由】</b><br>佐藤 浩行氏は、主として開発業務に従事し、電子化が進む車載市場向け製品に関する責任者を務めるなどの実績があり、現在は北米の現地法人子会社の社長として同地でのビジネス拡大に務めるなど、豊富な経験と知見を有しております。<br>これらのことから、当社が今後も更なる企業価値の増大を図り、持続的な成長を実現するため、業務執行を行う適切な人物と判断したため、同氏を新たに取締役候補者といたしました。              |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                           |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 上記のアルプス(CHINA)カンパニー・リミテッド、アルプス・エレクトリック(NORTH AMERICA)インク、アルプス・エレクトリック(MALAYSIA)セントリアン・ベルハット、及びアルプス・エレクトロニクス 台湾 カンパニー・リミテッド、アルプス・チェコ、アルプス・エレクトリック・ヨーロッパ・ゲー・エム・ペー・ハーの英字表記は、ALPS(CHINA) CO., LTD.、ALPS ELECTRIC(NORTH AMERICA), INC.、ALPS ELECTRIC (MALAYSIA) SDN. BHD.、ALPS ELECTRONICS TAIWAN CO., LTD.、ALPS ELECTRIC CZECH, s.r.o.、及びALPS ELECTRIC EUROPE GmbHであります。上記略歴においては、読み易さを優先し、カタカナ表記としています。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員でない取締役とは区別して監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。また、本議案は、監査等委員会を置く旨の定款変更（第2号議案）の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                               | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div><br><br>1                                                                                                        | たかむらしゅうじ<br><b>高村 秀二</b><br>(1952年8月25日)<br> | 1975年4月 当社入社<br>2004年3月 アルプス・エレクトリック・コリア・カンパニー・リミテッド 取締役社長<br>2007年6月 当社コンポ-ネット事業部長<br>2008年6月 同 取締役<br>2009年4月 同 MMP事業本部 コンポ-ネット事業担当<br>2009年10月 同 MMP事業本部 生産・中国担当<br>2010年6月 同 常務取締役（現任）<br>2011年6月 同 生産革新副担当<br>2012年4月 同 生産本部長（現任）<br>同 中国担当<br>2012年6月 同 生産革新担当（現任） | 7,600株     |
| <b>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</b><br>高村 秀二氏は、生産性の向上などを目的とした「生産革新」活動を進めるなど、生産部門における豊富な経験と知見を有しております。<br>これらのことから、当社が引き続き健全な発展と成長を目指すに当たり、取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断したため、同氏を監査等委員である取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 新任<br><br>2                                                                                                                                                                              | ふじい やす ひろ<br><b>藤井 康裕</b><br>(1954年1月18日)<br> | 1976年4月 当社入社<br>1998年1月 アルプス・エレクトリック・ヨーロッパ・グループ・エム・ピー・エフ<br>-取締役社長<br>2003年6月 当社取締役<br>2004年4月 同 パリフェラル事業部長<br>2007年7月 アルプス・エレクトリック (NORTH AMERICA) インク.取<br>締役会長<br>2010年5月 アルプス・グリーンテック株式会社代表取締役社長<br>2013年6月 当社常勤監査役 (現任)                                                                                                                                             | 9,000株     |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>藤井 康裕氏は、欧米を中心とするグローバル業務や新市場向け分野へのマネジメントなど、豊富な経験と知見を有しております。<br>これらのことから、当社が引き続き健全な発展と成長を目指すに当たり、取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断したため、同氏を監査等委員である取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |
| 新任<br><br>3                                                                                                                                                                              | いい だ たかし<br><b>飯田 隆</b><br>(1946年9月5日)<br>   | 1974年4月 弁護士登録<br>森総合法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所) 入所<br>1997年4月 日本弁護士連合会常務理事<br>2006年4月 第二東京弁護士会会長<br>日本弁護士連合会副会長<br>2011年12月 森・濱田松本法律事務所退所<br>2012年1月 宏和法律事務所開設 (現任)<br>2012年6月 株式会社島津製作所社外監査役 (現任)<br>2013年6月 株式会社ジャフコ社外監査役 (2015年6月退任)<br>当社社外取締役 (現任)<br>2014年6月 日本電信電話株式会社社外監査役 (現任)<br>2015年10月 内閣府男女共同参画推進連携会議副議長 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社島津製作所社外監査役<br>日本電信電話株式会社社外監査役 | 0株         |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>飯田 隆氏は、長年にわたり弁護士として法律実務に携わるとともに、日本弁護士連合会の副会長を務めるなど法曹界において豊富な経験と実績を有しております。この経験を活かし、当社の経営に貢献して頂けると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。                                 |                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |

| 候補者番号                                                                                                                   | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div><br><br>4                            | <small>あきやま ひろし</small><br>秋山 洋<br>(1946年12月3日)<br>  | 1984年4月 弁護士登録<br>1985年10月 柳田野村法律事務所（現 柳田国際法律事務所）入所<br>1998年1月 同パートナー<br>2005年4月 ピープル株式会社社外取締役（指名委員会・監査委員会）（2010年4月退任）<br>2006年6月 当社社外監査役（現任）<br>2007年6月 Y K K株式会社社外監査役（現任）<br>（重要な兼職状況）<br>Y K K株式会社社外監査役        | 0株         |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>秋山 洋氏は、長年にわたり弁護士として法律実務に携わっており、培われた専門的な知識・経験と幅広い見識を当社の経営に反映して頂くため、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。   |                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                  |            |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div><br><br>5                            | <small>くに よしたくし</small><br>國吉卓司<br>(1948年7月28日)<br> | 1981年7月 公認会計士登録<br>1991年1月 アーンスト アンド ヤング ドイツ会計事務所パートナー<br>1998年5月 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）シニアパートナー<br>2011年6月 アーンスト アンド ヤング ドイツ会計事務所及び新日本有限責任監査法人を退職<br>2011年6月 株式会社アルプス物流社外監査役（2015年6月退任）<br>2013年6月 当社社外監査役（現任） | 0株         |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>國吉 卓司氏は、会計事務所における長年の国際経験と公認会計士として培われた幅広い知識を有しており、それらを当社の経営に反映して頂くため、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                  |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 飯田 隆、秋山 洋、國吉 卓司の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。  
また、当社は、飯田 隆、秋山 洋、國吉 卓司の3氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
3. 飯田 隆氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。また、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の監査等委員である社外取締役としての責務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 秋山 洋氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。また、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の監査等委員である社外取締役としての責務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 國吉 卓司氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。また、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の監査等委員である社外取締役としての責務を適切に遂行することができるものと判断しております。
6. 当社は、飯田 隆、秋山 洋、國吉 卓司の3氏との間で、3氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を新たに締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。
7. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案の承認可決を前提として、高村 秀二、藤井 康裕の2氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。
8. 秋山 洋氏の上記略歴にある柳田国際法律事務所とは、当社と法務の役務提供の取引関係がありますが、当事務所が当社から収受している対価の合計額は、当事務所の年間総収入金額の2%未満となっており、当社の独立性基準でいう多額には該当せず、十分に独立性を有していると判断しております。
9. 上記のアルプス・エレクトリック・ヨーロッパ・ゲー・イム・ペー・ハー、アルプス・エレクトリック(NORTH AMERICA)イック、アルプス・エレクトリック・コリア・カンパニー・リミテッドの英字表記は、ALPS ELECTRIC EUROPE GmbH、ALPS ELECTRIC(NORTH AMERICA), INC.、ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.であります。上記略歴においては、読み易さを優先し、加が表記としています。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。法令に定める監査等委員である社外取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

|                                                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                   | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 新任                                                                                                                                                                         | <p>やまもと たかとし<br/>山本 高稔<br/>(1952年10月20日)</p>  | <p>1975年4月 株式会社野村総合研究所入社<br/>1999年6月 モルガン・スタンレー証券会社東京支店マネージング・ディレクター兼副会長<br/>2005年7月 UBS証券会社マネージング・ディレクター兼副会長<br/>2009年6月 カシオ計算機株式会社常務取締役<br/>2011年6月 同社顧問(2012年6月退任)<br/>2012年6月 富士重工業株式会社社外監査役(現任)<br/>2013年6月 東京エレクトロン株式会社社外監査役(現任)<br/>(重要な兼職の状況)<br/>富士重工業株式会社社外監査役<br/>東京エレクトロン株式会社社外監査役</p> | 0株         |
| <p><b>【補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由】</b><br/>山本 高稔氏は、長年にわたる証券アナリストとしての企業活動に関する広範な見識と、各企業の取締役や監査役として経営に携われた経験、知見を有しております。当社社外の監査等委員として就任した場合には、職務を適切に遂行できるものと考え、選任をお願いするものです。</p> |                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |            |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本 高稔氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、かつ、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。
3. 山本 高稔氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款第28条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。
4. 山本 高稔氏の上記略歴にあるカシオ計算機株式会社、富士重工業株式会社及び東京エレクトロン株式会社はそれぞれ当社と事業上の取引関係がありますが、各社との年間取引額は当社及び各社の連結売上高の2%に満たない比率となっており、いずれも主要な取引先には該当いたしません。
5. 山本 高稔氏は、2016年6月28日付で富士重工業株式会社社外監査役を退任予定です。また、同氏は、本年6月22日開催予定の株式会社日立製作所定時株主総会における社外取締役候補者であります。

(ご参考) 「アルプス電気株式会社 取締役選任基準」について

<社内・社外取締役共通>

- 1.経営に関し客観的判断能力を有すると共に、経営判断能力、先見性、洞察力に優れていること
- 2.遵法精神に富んでいること
- 3.人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- 4.業務遂行上、健康面で支障のないこと

<社外取締役>

- 1.企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
- 2.取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
- 3.独立社外取締役については、以下の「独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

<社外取締役独立性基準>

当社は、当社の社外取締役が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断し、独立社外取締役とみなします。

- 1.当社及びその連結子会社(以下「当社グループ」という)の出身者(注1)
- 2.当社の大株主(注2)
- 3.当社グループの主要な取引先(注3)企業等の業務執行者、または、当社グループの主要な借入先(注4)企業等の業務執行者
- 4.当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- 5.当社グループから多額(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、税理士、弁理士等の専門家
- 6.当社グループから多額の寄付を受けている者(注6)
- 7.社外取締役の相互就任関係(注7)となる他の会社の業務執行者
- 8.近親者(注8)が上記1から7までのいずれかに該当する者
- 9.過去3年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
- 10.前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、その他これらに準じる者及び使用人（以下、業務執行者という）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

- 注2：大株主とは、直近事業年度末において自己又は他人の名義をもって議決権ベースで5%以上の保有株主をいう。大株主が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属の業務執行者をいう。
- 注3：主要な取引先とは、当社グループの販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社又は相手方の直近事業年度の連結売上高の2%を超えるものをいう。
- 注4：主要借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関でその借入金残高が直近事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
- 注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
- (1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（取締役報酬を除く）が、年間1,000万円を超えるときを多額という。
  - (2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1,000万円を超えるときは多額とみなす。
- 注6：当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究その他の活動に直接関与する者）をいう。
- 注7：当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
- 注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について、本議案のとおりご提案いたしたく存じます。

当社の取締役の報酬限度額については、2014年6月20日開催の第81回定時株主総会において、固定報酬、利益変動分賞与及び株式報酬型ストック・オプション制度という構成の報酬体系に移行し、一事業年度当たりの金銭報酬に関する報酬限度額を、年額7億円以内（うち社外取締役報酬年額1名当たり1,000万円以内。使用人兼務取締役の使用人分は含まない。）とご承認いただき、今日に至っております。

今般、上記のとおり、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬の支給限度額を、経済情勢等諸般の事情を考慮し、引き続き年額7億円以内（うち社外取締役報酬年額1名当たり1,000万円以内。使用人兼務取締役の使用人分は含まない。）といたしたく存じます。

なお、現在の取締役の員数は13名（うち、社外取締役の員数は1名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時から取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は12名（うち、社外取締役の員数は0名）となります。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額について、本議案のとおりご提案いたしたく存じます。

監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加し、取締役による業務執行の監督を行うとともに、監査業務の職務を担うことから、その職責にふさわしい報酬水準といたしたく存じます。

つきましては、監査等委員である取締役に対する金銭報酬の支給限度額を、年額8,000万円以内といたしたく存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は5名となります。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション制度の具体的な内容決定の件

現在の取締役の報酬等は、報酬等の額として2014年6月20日開催の当社第81回定時株主総会において、「年額7億円以内（うち社外取締役報酬年額1名あたり1,000万円以内。使用人兼務取締役の使用人分は含まない。）」としてご承認いただき、また、その範囲内において新株予約権を用いて株式報酬型ストック・オプションを付与することについてご承認いただいております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。それと同時に、従来の取締役の報酬枠に代えて、第6号議案の承認可決を条件に取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等の額を決定させていただきます。つきましては、今後も従前と同様に、当社の業績と株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様との価値共有を高めるため、各事業年度において、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、第6号議案にてご承認いただいた年額報酬等の範囲内で、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を、後記のとおり発行することといたしたいと存じます。

具体的には、新株予約権の割当を受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。

株式報酬型ストック・オプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時から社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は12名となります。

### （1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は新株予約権1個当たり100株とする。なお、本議案の決議日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記のほか、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式200,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

## (2)新株予約権の総数

2,000個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

## (3)新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

## (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## (5)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から40年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

## (6)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

## (7)新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができる。なお、その他の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

## (8)新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

以上

## (ご参考) アルプス電気株式会社コーポレートガバナンス・ポリシー

当社は、株主、顧客、従業員ならびに地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした、実効性あるコーポレート・ガバナンスを実現してまいります。

本ポリシーは、取締役会がこれを定め、継続的かつ定期的に見直しを行い、企業価値向上のためのコーポレート・ガバナンスの充実と進化に取り組みます。

(なお、当社は、第83回定時株主総会での承認可決を前提として、会社法上の機関設計として「監査等委員会設置会社」を採用し、業務執行の健全性、透明性及び効率性と機動性を確保するとともに、経営における監督と執行の分離を進め、取締役会による経営に対する実効性の高い監督を行ってまいります。)

### 第1章 総則

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの定義を「企業価値を増大するため、経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行ならびにステークホルダーに対する迅速な結果報告及び健全かつ効率的で透明性のある経営を実現する仕組みの構築・運用」としています。株主をはじめ、全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。

### 第2章 株主の権利・平等性の確保

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値創造を図るために、企業理念を「アルプスは人と地球に喜ばれる新たな価値を創造します」と定め、これを具現化する「5つの経営姿勢」を策定し、事業活動とCSR活動を一体化して進めるとともに、全ての株主の実質的な権利を確保するために、さまざまなコミュニケーション活動を通じて適切な情報提供するなど、株主が円滑な権利行使を行えるよう、環境作りなどを行っています。

#### 1. 株主総会

当社は、株主総会を株主との建設的な対話の場であるという認識の下、当社における最高意思決定機関としており、全ての株主の意思を適切に反映させなければならないと考えています。また、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けて、株主の権利行使に係る環境整備を各種実施しており、自社ホームページなどの「コーポレート・ガバナンス報告書」にその施策を掲載しています。

さらに、全ての株主の意向を確認し、今後の対話に反映させるため、株主総会終了後、賛否要因を分析し、取締役会で議論しています。また、賛否結果については「臨時報告書」及び自社ホームページにて開示しています。

#### 2. 株主の平等性の確保

株主の権利を保護し、その権利行使を促進するとともに、全ての株主に対して、実質的な平等性の確保に努めています。また、違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等を含む、会社法で少数株主に認められている権利について、株式取扱規則で権利行使方法を定め、かつ同規則を自社ホームページに掲載するなどして、その権利行使の円滑化及び権利行使を阻害しない体制を構築しています。

- ① 株主総会において株主が適切な判断を行えるよう、必要に応じ適切な情報を提供するために、株主総会議案については、取締役会決議の後、速やかに当社ホームページ、東京証券取引所ウェブサイトや機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにて開示しています。
- ② 株主が総会議案を十分に検討する期間を確保できるよう、招集通知を法定期日より早期である総会開催日の3週間前を目処に発送しています。また、発送前の開示も実施します。
- ③ 株主総会が株主との建設的な対話を行う場であるという認識の下、より多くの株主が出席できるよう、毎年、いわゆる集中日と予測される日より早期の日程で、株主総会を開催しています。
- ④ 現状の海外機関投資家比率を鑑み、海外からの議決権行使が行いやすいシステム利用や、海外機関投資家向けの英文による情報提供を実施しています。具体的には、インターネットによる議決権の行使、株式会社「CJ」が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の採用、自社ホームページや東証ホームページなどへの英文版の招集通知の掲載などを行います。

- ⑤ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等から株主総会において自ら議決権の行使を行うことの事前の申し出があった場合、当社として基本的な方針を定め、株主総会出席の可否の判断を行っています。

### 3. 資本政策

当社は中長期的な成長戦略と照らし合わせ、以下を考慮しつつ適正な資本水準を適宜見直します。

- ① 急激な経営環境の変化や今後の予期せぬ経済恐慌などにも耐える財務体質を維持すること
- ② グローバルに事業を展開するために必要な格付けを維持すること
- ③ 中長期的な成長を持続するために必要な資本を確保すること

また、当社の配当政策は、電子部品事業における連結業績をベースに、①株主への利益還元、②将来の事業展開や競争力強化のための研究開発や設備投資、③内部留保のこれらの3つのバランスを考慮して決定することを基本方針とし、業績の動向、財務体質、株主の配当に対する期待などを総合的に勘案し決定しています。経済情勢の変化に対応した機動的な経営を行い、株主価値の向上に資する財務政策を実行するため、自己株式の取得を必要に応じて行います。なお、機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能にするため、定款上は、剰余金の配当等を株主総会のみならず取締役会の決議のみによっても行い得るよう定めませんが、安定的な配当を実現し、株主との間に当社の配当政策に関する共通理解が形成されるまでの間は、原則として期末配当は株主総会に諮ることとします。

### 4. 政策保有株式

当社は、当社の事業戦略の遂行や取引先との関係強化を目的とした戦略的な提携など、中長期的な当社の企業価値の向上につながると判断される場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。また、定期的な検証を通じ、中長期的な経済合理性を確認の上、保有を継続するか否かを判断します。政策保有株式を保有した場合の議決権行使に関しては、議案の内容を検討し、中長期に、保有先企業の株式価値、ひいては当社の企業価値向上につながるか判断した上で議決権を行使します。

### 5. 関連当事者間の取引

当社では、取締役または取締役が実質的に支配する会社と、当社または当社の関係会社と取引をする場合には、当該取引について取締役会で承認を得べき旨を取締役会細則において定めています。また、その他の関連当事者間取引についても、金額が多額に上るもの、または会社の経営上・信用上相当の影響があるものについては、当該取引について取締役会で承認を得べき旨を取締役会細則において定めています。

## 第3章 ステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、さまざまなステークホルダーとの適切な協働が必要だと考えています。そこで、「5つの経営姿勢」を策定し、事業活動とCSR活動を一体化して進め、当社を取り巻くさまざまなステークホルダーの期待に応えるために、取締役会・経営陣がリーダーシップを発揮しています。

### 1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる企業理念

当社は、「アルプスは人と地球に喜ばれる新たな価値を創造します。」を企業理念として、理想とすべきものづくりのあり方や、果たすべき社会的責任、人にかけての思いなどを込めて、中長期的な企業価値創造のため、行動を推進しています。そして、以下の5つの行動指針を策定し、社員ひとりひとりが常に意識し行動するようになっています。

1. 柔軟な思考と挑戦的行動で新しい価値を実現する。
2. 美しい自然を守り、貴重な資源を大切にする。
3. スピードある判断と実践でお客様の期待に応える。
4. 世界のルールや文化の理解に努めフェアに行動する。
5. 専門性を追求しプロフェッショナルな集団を志向する。

## 2. サステナビリティを巡る課題への対応

当社は、リスクマネジメントにおいて経営に大きな影響を与えるリスクを未然に防ぐこと、及び発生時の適切な対応と早期復旧を重要な課題と認識し、取組みを進めています。具体的には、各担当取締役が取締役会において、定期的にCSR関連の報告を行うと共に、インシデントに関する報告を適宜行い、必要事項については議論の上、速やかに対処しています。また、「アルプスグループ環境憲章」を定め、環境問題を重大な経営課題の一つと捉え、それに取組むため環境経営を推進しています。

## 3. 社内の多様性の確保

当社では、国籍や言語、文化慣習、性別などの異なる多様な社員が、お互いを理解し尊重しながら、いきいきと交流し、創造的で自立したプロフェッショナルとして成長することが、企業力の源泉と考えています。女性の積極採用を継続推進している他、短時間勤務制度の導入や各種年休制度等の整備により、女性の勤続年数は男性を上回っています。今後とも、ワークライフバランスの促進や、キャリア形成支援など、各種施策に取り組み、女性の活躍を促進していきます。

## 4. 内部通報制度

当社では、倫理ホットライン制度を設置しています。同制度は、常勤監査等委員、社外監査等委員及びコンプライアンス部門長を窓口とし、かつ運用状況については社外取締役によるモニタリングを受けるなど、経営陣からの独立性確保に配慮しています。そして、管理担当取締役が倫理ホットライン制度の運用状況を監督し、定期的に取締役会に運用状況を報告しています。また、通報者の秘匿と不利益取扱いの禁止については、倫理ホットライン規定で明記し厳格に運営しています。

## 第4章 適切な情報開示

当社は、株主・投資家などのステークホルダーに対して、決算短信や有価証券報告書、適時開示資料など、法令や規則で開示が義務付けられた情報を開示し、適時、適切な情報開示を行うことで、経営の公正と透明性を維持しています。当社ではホームページに、開示した情報を速やかに掲載すると共に、新製品情報や事業活動の最新ニュースなどの継続的な発信を心がけています。株主に向けては、株主通信「ALPS REPORT」を四半期決算に合わせて発行（年4回）し、事業報告に加えて新製品や新技術などを紹介することで、当社の事業内容の理解が進むよう努めています。また、より一層の資本市場とのコミュニケーションを目的に、決算ごとのアナリスト・機関投資家・マスコミ向けの決算説明会の開催や、定期的な役員海外投資家訪問に加え、「ALPS SHOW」（隔年開催）での説明会や工場見学会（不定期）を開催し、マネジメントと市場参加者が直接対話できる場の充実を図っています。

## 第5章 取締役会等の責務

### 1. 取締役会及び取締役の役割

当社の取締役会は、経営の基本方針や中長期経営計画を含む経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、職務執行状況の監視・監督を行う機関と位置付けています。取締役会は月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時開催を行い、重要事項を全て付議し、十分な討議を経た上で決議を行っています。また、社外取締役を選任し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせています。

電子部品事業を営む当社においては、機能別に組織体制を敷いていますが、相互の関連性と専門性が高いため、事業担当など事業に精通した取締役がお互いに意見交換を行うことにより、迅速かつ的確な意思決定や職務執行を行っています。また、互いの経営責任を明確にして相互に監督することにより、実効性の高い監督機能が発揮できると考えています。

### 2. 取締役会の構成

当社は、取締役会における経営の方針や重要事項を審議・決定及び各取締役の職務の執行状況の監督を実効的に行うため、当社で定める選任基準に基づき、必要と考えられる能力・資質を有した者を取締役として選任すると共に、法律の専門家である弁護士、公認会計士である財務・会計の専門家を独立社外取締役として選任しています。

3. 取締役候補者の選任基準  
取締役候補者の選任基準を役員規則に規定し、次の条件を有する者を候補者として選任するものとします。

＜社内・社外取締役共通＞

1. 経営に関し客観的判断能力を有すると共に、経営判断能力、先見性、洞察性に優れていること
2. 遵法精神に富んでいること
3. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
4. 業務遂行上、健康面で支障のないこと

＜社外取締役＞

1. 企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
  2. 取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
  3. 独立社外取締役については、当社「社外取締役の独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること
4. 独立社外取締役の役割  
当社の独立社外取締役は、適法性の確保に注力するとともに、全てのステークホルダーを念頭に置き、取締役会で積極的な意見交換や助言を行い、経営陣の選・解任及び報酬、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反の監督、その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営監督の強化に努めています。また、定期的に当社拠点を訪問し、情報収集を行うとともに、他の取締役、従業員と情報交換・意見交換を定期的に行い、実効性のある監督に努めています。

5. 最高経営責任者の後継者の決定

中期的な取締役会の体制については、最高経営責任者後任を含めて、経営トップ及び人事担当取締役で、適宜、協議を行っており、具体的な取締役候補者は、取締役会にて決定しています。

6. 経営陣への委任

当社は、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営方針、中短期経営計画その他経営に関する重要事項についても、その項目、金額基準等を設けて取締役会決議で判断・決定しており、当社ではこれらの付議基準及び各取締役に委任する範囲について取締役会規則及び細則に定めています。

7. 監査等委員及び監査等委員会の役割・責務等

当社の監査等委員（会）は、社外監査等委員が過半数を占める体制により、取締役会から独立した客観的な立場から適切な判断をするように努めています。また、社外監査等委員には、法律の専門家である弁護士及び会計の専門家である公認会計士として豊富な経験を持った社外監査等委員と当社の事業に精通した社内監査等委員が高い実効性を持って監査を行うとともに、内部監査部門と連携を図り、取締役会やその他の重要な会議の場において、経営陣に対して意見を述べています。さらに、監査等委員の補助者及び監査等委員会の事務局を置くこととし、当該業務を担う使用人については取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保します。

8. 取締役の兼職について

取締役が他の上場会社の役員を兼職する場合には、当社の取締役としての役割・責務を適切に果たすために必要な時間・労力を確保できる合理的な範囲に限り、所定の手続きを経て、取締役会の承認をもって行うことができるものとし、重要な兼職の状況は、法令に基づき株主総会参考書類及び事業報告などにおいて開示します。

## 9. 内部統制

当社では、会社法に基づいた業務の適正を確保するための方針を決定し、経営企画部門、法務部門、コンプライアンス部門、人事部門、経理部門及び情報システム部門などの各主管部門が基本方針を受けて具体的な内部統制の仕組みの整備及び運用を行っています。

また、重要な施策の決定や契約書の締結については、事前に法務担当取締役の指揮・監督の下に法務部門が適法性及び妥当性について確認しています。財務諸表の適正を確保するための内部統制の有効性については、内部監査部門が全社事務局として統制状況を取りまとめています。全社的なリスク管理（危機管理）は、総務部門が主管となって実施しています。内部統制やリスク管理体制の監督については、各主管部門が部門業務監査を実施しているほか、社長直轄の内部監査部門による内部監査の形で実施しています。

## 10. 会計監査人

情報開示の信頼性と株主・投資家に対する責務を担保するべく、高品質な監査を行うための十分な監査時間、経理担当取締役、内部監査部門及び監査等委員である取締役と、必要に応じ情報交換を行うことで相互の連携を深めています。

## 11. 取締役会の評価

取締役会による経営の監督の実効性及び適正性、ならびに自らの取締役としての職務の遂行状況について、毎年自己評価等を実施し、社外取締役を中心とする監査等委員会がその内容の評価・分析を行い、結果を取締役に報告します。取締役会は評価結果に基づき、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要について開示するものとします。

## 12. 取締役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役・監査等委員が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得や適切な更新により、研鑽に努めることができる機会を提供しています。具体的には、年2回、取締役研修会を開催し、社内外の状況を踏まえたテーマを取り上げ、知識習得と意見交換を行っています。

また、監査等委員については、関係外部団体に加入するなどし、監査に関する情報収集、共有化に努めるとともに、必要に応じてセミナーや研修を受講します。社外取締役の就任に際しては、当社の事業内容、経営内容及び中短期の経営計画などを説明しています。

## 第6章 株主との対話

当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。その考え方にに基づき、当社では株主との平素からの対話を重視しており、例えば、経営トップが定期的に国内外投資家を訪問し、当社の経営状況を説明し、意見交換などを実施しています。

社内における迅速かつ網羅的な情報収集体制を構築し、関連法規や証券取引所のルールに則って、重要な会社情報について、開示の可否や内容、時期などの検討を行っています。なお、株主からの対話（面談）については、株主の希望や関心事項などに応じて、IR担当取締役や経営トップなどが面談対応を行い、マネジメントと市場参加者や株主が直接対話できる場の充実を図り、建設的かつ双方向的な対話を促進しています。株主との対話等により得られた各種情報については、IR担当取締役から定期的に経営トップや取締役会への報告を行っています。

インサイダー情報を適切に管理するため、「インサイダー取引規制に関する規定」に基づき、株主との対話（面談）を含め、インサイダー情報の管理に努め、社内外への情報漏洩の防止を図っています。

当社では、毎年3月末及び9月末における株主名簿を用い、株主名簿上の株主構造を把握し、取締役会にて定期的に報告し、情報を共有しています。また、株主名簿管理人を通じて、「実質株主」の調査・把握に努めています。ここで得た情報は、年複数回実施する海外IRやIRカンファレンス、定例のIR取材などに活かしています。

以上

## (第83回定時株主総会招集ご通知 添付書類)

### 事業報告

(自 2015年4月1日)  
(至 2016年3月31日)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では雇用の改善や個人消費の拡大を背景に、景気は堅調に推移しました。欧州では、国別にまだら模様ながらユーロ安や原油価格安などを追い風に、緩やかに回復しました。一方、中国では景気減速が鮮明となり、東南アジアの各新興国についても、通貨や資源価格の下落及び中国経済の減速などが影響し、経済成長は鈍化しました。日本経済においては、設備投資の増加や雇用の改善が進む一方、個人消費は昨年後半から伸び悩み、年明けからの円高基調などにより、景気回復は足踏み状態となりました。

当連結会計年度における経営成績の概況については、以下のとおりです。なお、下記に示す売上高は外部顧客に対する売上高であり、報告セグメント間売上高（例：電子部品事業から車載情報機器事業向けの売上（製品の供給）や、物流事業における電子部品事業及び車載情報機器事業向けの売上（物流サービスの提供））は、内部取引売上高として消去しています。

また、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2013年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としています。

#### ① 電子部品事業

エレクトロニクス業界においては、自動車市場は好調な米国景気などを背景に堅調に推移し、スマートフォン市場は中国メーカーの高機能製品が好調な伸びを示す一方で、年後半より一部主要メーカーの成長鈍化など変化が見られました。

この中で電子部品事業では、自動車市場向け製品で、各種入力用モジュール及び通信モジュールを中心に、売上が順調に伸長。スマートフォン向けは、コンポーネント製品が上期に大きく伸長しました。下期には、市場の大きな変化から一部の製品が軟調に推移しましたが、通期では期初の計画を上回る結果となりました。新市場では、今後の伸びが期待されるIoT（インターネット・オブ・シングス）市場に向けて各種の提案活動をはじめ、ネットワーク関連企業などとの協業等も積極的に展開しました。

この結果、電子部品事業における今期の業績は、売上高、利益ともに前期実績を上回り、過去最高を記録しました。

### [車載市場]

電子部品事業における車載市場では、自動車各社でADAS（先進運転支援システム）やエコカーなど開発の活発化に伴って、電子化率が自動車販売台数の伸びを上回る勢いで高まっています。この中で、当社では電子シフターや各種操作入力用モジュール、通信モジュールなど、全般にわたって堅調に推移しました。

当連結会計年度における当市場の売上高は2,475億円（前期比18.7%増）となりました。

### [民生その他市場]

電子部品事業における民生その他市場では、スマートフォン市場において高機能化を進める中国メーカー向けに、低消費電力、高速フォーカスを実現したカメラ用アクチュエータの拡販を進めました。北米主要メーカー向け同アクチュエータは、市況の変化によって下期に見通しを下回ったものの、通期では高い水準を保ちました。

新市場においては、IoT市場での提案活動、協業などをスピーディーに推進。また、東北大学との軟磁性合金の実用化に向け、新会社への共同出資を実施するなど、将来を見据えた事業活動も積極的に展開しました。

当連結会計年度における当市場の売上高は1,865億円（前期比3.3%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の電子部品事業の売上高は4,340億円（前期比11.6%増）、営業利益は407億円（前期比11.4%増）となりました。

## ② 車載情報機器事業

カーエレクトロニクス業界は、米国自動車市場での好調な新車販売に加え、自動車の高機能化による電子化の加速や、車載機器とスマートフォンとの融合に伴いナビゲーションなどを核としたインフォテインメントシステムの需要が高まり、市場が拡大しました。一方、中国自動車市場の減速や欧州自動車メーカーによる排気ガス不正問題の発覚など、当業界に与える影響が懸念されました。

このような中、車載情報機器事業（アルパイン(株)・東証一部）では、技術提案の強化と新製品開発を加速させましたが、自動車メーカー向け純正品では、北米及び中国での自動車メーカーのモデル切換えの影響などから売上が減少。更に製品モデルミックスも悪化したことから営業利益が減少しました。市販向けでは、音響製品で高音質を訴求したサウンドシステムの拡販に注力し、ナビゲーションでは車種専用の大画面製品を投入して売上の拡大を図りましたが、中国及び周辺アジア地域の景気減速の影響を受け、厳しい状況で推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の車載情報機器事業の売上高は2,675億円（前期比7.7%減）、営業利益は54億円（前期比52.9%減）となりました。

③ 物流事業

物流事業（(株)アルプス物流・東証二部）は、主要顧客である電子部品業界で、米国を中心に好調な車載向け製品やスマートフォン向け製品などの生産が年間を通じて概ね堅調に推移しましたが、民生・ITなどその他の市場では、製品や顧客、地域によってまだら模様となりました。

このような需要動向の中、物流事業では、取扱物量の拡大に向けたグローバルネットワークの拡充や、国内・海外が一体となった提案営業の推進に加え、運送・保管・輸出入各事業それぞれの生産性向上に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の物流事業の売上高は602億円（前期比5.6%増）、営業利益は48億円（前期比9.0%増）となりました。

以上により、上記の3事業セグメントにその他を加えた当連結会計年度の連結業績は、売上高7,740億円（前期比3.4%増）、営業利益523億円（前期比2.3%減）、経常利益500億円（前期比13.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益390億円（前期比12.4%増）となりました。

なお、当連結会計年度の米ドル及びユーロの平均為替レートはそれぞれ、120.14円及び132.58円と、前期に比べ米ドルは10.21円の円安、ユーロは6.19円の円高で推移しました。

## (2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当社グループにおいては、新製品対応、顧客の皆様にご満足いただける品質の確保と原価低減などを目的として、生産設備の更新や合理化など設備投資を行いました。また、投資案件については十分に精査を行い、不要不急の執行を抑えるなどの対応を取りました。

電子部品事業については、国内外の各事業拠点において、新製品の増産対応や合理化、生産体制の強化などを目的とした機械設備や金型等に対し、総額289億円（前期比67億円増）の投資を行いました。

車載情報機器事業については、新製品開発やIT基盤の整備など、厳選した戦略投資に絞り込み、総額74億円（前期比0億円減）の投資を行いました。

物流事業については、国内外における拠点や倉庫の整備を目的とした建物や車両運搬具など、総額42億円（前期比25億円増）の投資を行いました。

以上の結果、その他子会社での投資及び連結消去を含む当連結会計年度の当社グループにおける設備投資の総額は、411億円（前期比97億円増）となりました。

当社グループにおける運転資金及び設備投資資金については、主に営業活動によるキャッシュ・フローにて調達しています。当連結会計年度末の借入金残高は543億円（前期比316億円減）となり、運転資金安定のための短期借入金349億円（前期比362億円減）、将来の事業基盤確立に向けた研究開発や設備投資資金の確保などのための長期借入金が194億円（前期比45億円増）となりました。

## (3) 企業集団の対処すべき課題

世界経済は、米国で雇用環境の改善が続く中、堅調な個人消費にガソリン価格の低位安定や住宅市場の回復も下支えとなり、底堅い推移が見込まれます。欧州でも、各国でさまざまなリスクを抱えているものの、英国やドイツがけん引して緩やかながら景気回復傾向は継続するものと見られます。一方、中国は経済の減速が世界経済へと影響を及ぼすことが懸念されており、これら欧米、中国経済の行方により、新興各国の成長も明暗が分かれる可能性があります。日本経済は、雇用拡大や所得改善が期待される一方、輸出や個人消費が伸び悩むなど、景気回復は鈍化傾向にあります。

このような経済環境の下、当社グループでは、新たな中期経営計画を策定し、更なる収益拡大を目指す電子部品事業を中心に、次期ビジネスの確固たる基盤確立に注力する車載情報機器事業、グローバルネットワークの拡充により拡大を目指す物流事業がそれぞれ力を発揮するとともに、より連携を強化し、業績向上、企業体質の強化を図っていきます。

電子部品事業では、2016年4月から3年間の事業計画「第8次中期経営計画」を策定しました。第7次中期経営計画での成果を足がかりに、「持続的成長が可能な会社」への発展を目指して、車載、モバイルの両市場及びEHII（エネルギー、ヘルスケア、インダス

トリー、IoT)の3つを重点市場と位置付けました。今後、車載市場向けでは一層の収益改善に取り組むとともに、モバイル市場向けでは継続した新製品の創出と増客を図ることで、両市場での「収益の両輪化」を実現し、更なる拡大を目指します。またEHIIでは、今後の成長市場として、HMI(ヒューマン・マシン・インタフェース)、センシング、コネクティビティの3つの技術領域を融合した新製品開発に拍車をかけるとともに、今後も各企業との協業などビジネススピードを加速させることで、早期に事業の柱として確立させるよう取り組みを強めます。

車載情報機器事業では、2017年度以降の飛躍に備え、2016年度を経営基盤強化の準備期間と位置付け、プラットフォーム化による研究開発投資の効率化を目指します。音響機器ビジネスでは、自動車メーカー向け純正品として高評価を得たサウンドシステムの拡販に努めるとともに、自動車の燃費や環境に配慮した軽量・薄型スピーカーの付加価値を訴求し、受注拡大を図ります。また情報・通信機器ビジネスでは、新たな需要開拓を目指し欧米市販市場に投入した車種専用大画面ナビゲーションの拡販に注力し、好調な自動車販売が続く米国で引き続きピックアップトラックやSUVにターゲットを絞ります。更に国内市販市場には業界最大サイズの大画面ナビゲーションの新製品を投入し、売上の拡大を目指します。

物流事業では、主要顧客である電子部品業界において、自動車の電子化の進展や新興国における携帯機器などの需要拡大により今後も成長が予想されます。一方、製品や市場の変化に対応した適地生産や海外シフト、電子部品の価格競争に伴う合理化が進んでおり、顧客の物流改革ニーズはますます高度化かつ多様化しています。当事業では引き続き、ネットワークをはじめとする物流インフラの強化や、グローバルな提案営業の推進によって取扱貨物量の確保・拡大を図るとともに、生産性の向上など事業体質の強化に取り組んでいきます。

また、その他の子会社群についても、グループ外部に対する拡販活動の強化などにより、収益への貢献を果たしていきます。

#### (4) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                        | 第80期<br>(2012年度) | 第81期<br>(2013年度) | 第82期<br>(2014年度) | 第83期<br>(当連結会計年度)<br>(2015年度) |
|--------------------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                                | 546,423          | 684,362          | 748,614          | 774,038                       |
| 営 業 利 益 (百万円)                              | 6,851            | 28,528           | 53,534           | 52,327                        |
| 経 常 利 益 (百万円)                              | 7,659            | 28,090           | 57,594           | 50,038                        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は<br>当期純損失(△)<br>(百万円) | △7,074           | 14,311           | 34,739           | 39,034                        |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)<br>(円)       | △39.47           | 79.85            | 193.81           | 206.64                        |
| 総 資 産 (百万円)                                | 451,416          | 512,365          | 570,482          | 562,856                       |
| 純 資 産 (百万円)                                | 199,410          | 230,380          | 283,700          | 331,764                       |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均の発行済株式総数により算出しています。  
なお、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算出に際して、期中平均の発行済株式総数から期中平均の自己株式数を控除しています。

#### (5) 企業集団の主要な事業セグメント

当社グループは、電子部品、車載情報機器、物流、その他の4事業区分に関する事業を行っており、各事業部門の主要な製品・サービス等は次のとおりです。

(2016年3月31日現在)

| 事業部門   | 主 要 製 品                                                                                                                                                     |                                                                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電子部品   | 車 載 市 場                                                                                                                                                     | インパネ用操作ユニット、ドア用操作モジュール、ステアリングモジュール、キーレスエントリシステム、検出スイッチ、エンコーダ、多機能操作デバイス、タクトスイッチ、放送用チューナ、通信用モジュール、センサ等  |
|        | 民生その他<br>市 場                                                                                                                                                | アクチュエータ、スイッチ、エンコーダ、多機能操作デバイス、可変抵抗器、コネクタ、磁性シート、非球面レンズ、タッチ入力デバイス、パワーインダクタ、プリンタ、ゲーム用コントローラ、通信用モジュール、センサ等 |
| 車載情報機器 | 自動車用音響機器（CDプレーヤー、アンプ、オーディオプロセッサ、デジタルラジオ、スピーカー）、自動車用情報・通信機器（カーナビゲーション、AVシステム、AVN（カーAV・ナビゲーション）一体機、ディスプレイ製品、DVD製品、カメラシステム、その他周辺機器）、その他（サービスパーツ（補修用部品）、その他付属品） |                                                                                                       |
| 物 流    | 運送・保管・フォワーディング等の総合物流サービス及び資材の仕入販売                                                                                                                           |                                                                                                       |
| そ の 他  | システム開発、オフィスサービス、金融・リース事業等                                                                                                                                   |                                                                                                       |

## (6) 企業集団の主要な営業所及び工場

## ① 当社

(2016年3月31日現在)

|               |                                                                                     |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社           | 東京都大田区雪谷大塚町1番7号                                                                     |
| 支 店           | 関西支店：大阪府吹田市泉町三丁目18番14号                                                              |
| 営 業 所         | いわき（福島県いわき市）、宇都宮（栃木県宇都宮市）、厚木（神奈川県厚木市）、浜松（静岡県浜松市）、名古屋（愛知県名古屋市）、広島（広島県広島市）、福岡（福岡県福岡市） |
| 工 場           | 古川（宮城県大崎市）、涌谷（宮城県遠田郡）、角田（宮城県角田市）、北原（宮城県大崎市）、長岡（新潟県長岡市）、小名浜（福島県いわき市）、平（福島県いわき市）      |
| 研 究 ・ 開 発 拠 点 | 仙台開発センター（宮城県仙台市）                                                                    |

## ② 子会社

(2016年3月31日現在)

|     |                                                  |                  |
|-----|--------------------------------------------------|------------------|
| 海 外 | ALPS ELECTRIC (NORTH AMERICA), INC.              | アメリカ サンタ・クララ     |
|     | ALPS ELECTRIC EUROPE GmbH                        | ドイツ ウンターシュライスハイム |
|     | ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.                    | 韓国 光州廣域市         |
|     | ALPS ELECTRONICS HONG KONG LIMITED               | 香港 九龍            |
|     | ALPS (CHINA) CO., LTD.                           | 中国 北京市           |
|     | DALIAN ALPS ELECTRONICS CO., LTD.                | 中国 遼寧省大連市        |
|     | NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.                | 中国 浙江省寧波市        |
|     | WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.                  | 中国 江蘇省無錫市        |
|     | ALPS ELECTRONICS TAIWAN CO., LTD.                | 台湾 台北市           |
|     | ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.              | アメリカ トーランス       |
|     | ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD. | ハンガリー ビアトルバージ    |
|     | ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.             | 中国 北京市           |
| 国 内 | アルパイン(株)                                         | 東京都品川区           |
|     | アルプス・グリーンデバイス(株)                                 | 東京都大田区           |

(7) 使用人の状況 (2016年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分     | 使用人数    | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|---------|-------------|
| 電子部品事業   | 21,387名 | 1,138名増     |
| 車載情報機器事業 | 11,908名 | 565名増       |
| 物流事業     | 5,304名  | 170名増       |
| その他      | 989名    | 151名増       |
| 合計       | 39,588名 | 2,024名増     |

② 当社の使用人の状況

| 使用人数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 5,328名 | 5名増       | 43.2歳 | 20.2年  |

(注) 使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者は除く）です。

## (8) 重要な子会社の状況 (2016年3月31日現在)

| 会社名                                              | 資本金         | 議決権比率     | 主な事業内容               |
|--------------------------------------------------|-------------|-----------|----------------------|
| ALPS ELECTRIC (NORTH AMERICA), INC.              | 36,439千米ドル  | 100.00%   | 電子機器及び部品の製造販売        |
| ALPS ELECTRIC EUROPE GmbH                        | 5,500千ユーロ   | 100.00%   | 電子機器及び部品の製造販売        |
| ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.                    | 360億韓国ウォン   | 100.00%   | 電子機器及び部品の製造販売        |
| ALPS ELECTRONICS HONG KONG LIMITED               | 60,000千香港ドル | 100.00%   | 電子機器及び部品の販売          |
| ALPS (CHINA) CO., LTD.                           | 377,117千人民元 | 100.00%   | 中国内の統括会社・電子機器及び部品の販売 |
| DALIAN ALPS ELECTRONICS CO., LTD.                | 139,507千人民元 | ※ 100.00% | 電子機器及び部品の製造販売        |
| NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.                | 307,253千人民元 | ※ 100.00% | 電子機器及び部品の製造販売        |
| WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.                  | 286,096千人民元 | ※ 100.00% | 電子機器及び部品の製造販売        |
| ALPS ELECTRONICS TAIWAN CO., LTD.                | 8,000千台湾ドル  | 100.00%   | 電子機器及び部品の販売          |
| ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.              | 53,000千米ドル  | ※ 100.00% | 音響機器及び情報通信機器の販売      |
| ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD. | 33,500千ユーロ  | ※ 100.00% | 音響機器及び情報通信機器の製造販売    |
| ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.             | 823,907千人民元 | ※ 100.00% | 音響機器及び情報通信機器の販売      |
| アルパイン(株)                                         | 25,920百万円   | ※ 41.17%  | 音響機器及び情報通信機器の製造販売    |
| アルプス・グリーンデバイス(株)                                 | 4,329百万円    | 60.95%    | 電子機器及び部品の開発、製造販売     |

(注) ※印は子会社保有の株式を含んでいます。

## (9) 主要な借入先の状況 (2016年3月31日現在)

| 借入先           | 借入額       |
|---------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行    | 14,962百万円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 7,528百万円  |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 6,700百万円  |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 5,800百万円  |

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式に関する事項 (2016年3月31日現在)

- |                               |              |
|-------------------------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数                    | 500,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数(自己株式2,310,443株を除く) | 195,897,643株 |
| ③ 株主数                         | 40,947名      |
| ④ 大株主(上位10名)                  |              |

| 株 主 名                                                 | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------|----------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口)                           | 21,001千株 | 10.72%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口)                         | 17,126   | 8.74    |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社<br>(証券投資信託口)                         | 3,981    | 2.03    |
| CHASE MANHATTAN BANK<br>GTS CLIENTS ACCOUNT<br>ESCROW | 3,910    | 1.99    |
| 三井生命保険株式会社                                            | 3,591    | 1.83    |
| GOLDMAN, SACHS & CO. REG                              | 3,152    | 1.60    |
| BNPパリバ証券株式会社                                          | 3,077    | 1.57    |
| 日本生命保険相互会社                                            | 2,750    | 1.40    |
| 三井住友海上火災保険株式会社                                        | 2,517    | 1.28    |
| STATE STREET BANK WEST<br>CLIENT - TREATY 505234      | 2,460    | 1.25    |

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。
2. 三井住友信託銀行株式会社から、2015年9月4日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社の3社で、15,424千株（発行済株式の総数に対する割合7.87%）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
3. 野村證券株式会社から、2016年3月4日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社、NOMURA INTERNATIONAL PLC 及び野村アセットマネジメント株式会社の3社で、12,172千株（発行済株式総数に対する割合6.21%）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
4. ブラックロック・ジャパン株式会社から、2015年12月4日付で提出された大量保有報告書により同社、ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー、ブラックロック・ライフ・リミテッド、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.及びブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッドの8社で、9,732千株（発行済株式の総数に対する割合4.96%）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
5. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、2016年1月18日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJ国際投信株式会社の3社で、8,027千株（発行済株式の総数に対する割合4.09%）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
6. D I AMアセットマネジメント株式会社から、2016年2月3日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、同社及びダイアム インターナショナル リミテッドの2社で、7,410千株（発行済株式の総数に対する割合3.78%）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。
7. 大和住銀投信投資顧問株式会社から、2015年12月1日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）により、5,359千株（発行済株式の総数に対する割合2.73%）の当社株式を所有している旨の報告がありましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上表には含めていません。

## (2) 新株予約権に関する事項

### ①当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

|                            | アルプス電気株式会社<br>第1回 新株予約権                 | アルプス電気株式会社<br>第2回 新株予約権                 |
|----------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 発行決議の日                     | 2014年6月20日                              | 2015年6月19日                              |
| 新株予約権の数                    | 297個                                    | 141個                                    |
| 保有者数                       | 取締役（社外取締役除く）<br>10名                     | 取締役（社外取締役除く）<br>12名                     |
| 新株予約権の目的となる<br>株式の種類及び数    | 普通株式<br>29,700株<br>(新株予約権1個につき100株)     | 普通株式<br>14,100株<br>(新株予約権1個につき100株)     |
| 新株予約権の払込金額                 | 新株予約権1個当たり<br>141,500円<br>(1株当たり1,415円) | 新株予約権1個当たり<br>395,700円<br>(1株当たり3,957円) |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり<br>100円<br>(1株当たり1円)         | 新株予約権1個当たり<br>100円<br>(1株当たり1円)         |
| 新株予約権の行使期間                 | 自 2014年7月29日<br>至 2054年7月28日            | 自 2015年7月27日<br>至 2055年7月26日            |
| 新株予約権の行使の主な条件              | (注)                                     | (注)                                     |

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
2. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

### ②その他新株予約権に関する重要な事項

2014年3月24日発行の2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権は、全ての行使が完了しています。その結果、発行済株式数が16,648千株増加し、資本金及び資本剰余金もそれぞれ15,106百万円増加しています。

## (3) 会社役員に関する事項

## ① 取締役及び監査役の状況（2016年3月31日現在）

| 氏名   | 会社における地位及び<br>担当又は主な職業          | 重要な兼職の状況                                                                                                                                                       |
|------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 片岡政隆 | 取締役会長（代表取締役）                    | アルパイン株式会社 取締役<br>株式会社アルプス物流 取締役                                                                                                                                |
| 栗山年弘 | 取締役社長（代表取締役）                    | ALPS (CHINA) CO., LTD. 董事長                                                                                                                                     |
| 高村秀二 | 常務取締役 生産本部長兼生産革新担当              |                                                                                                                                                                |
| 木本隆  | 常務取締役 営業本部長                     |                                                                                                                                                                |
| 甲斐政志 | 常務取締役 管理本部長                     |                                                                                                                                                                |
| 笹尾泰夫 | 常務取締役 コンポーネント事業担当<br>兼技術本部長     |                                                                                                                                                                |
| 梅原潤一 | 取締役 管理本部人事・法務・知的財産<br>担当兼貿易管理担当 |                                                                                                                                                                |
| 天岸義忠 | 取締役 品質担当兼生産本部資材担当               |                                                                                                                                                                |
| 枝川仁士 | 取締役 生産本部生産技術担当                  |                                                                                                                                                                |
| 井上伸二 | 取締役 車載モジュール事業担当<br>兼技術本部副本部長    |                                                                                                                                                                |
| 大王丸健 | 取締役 新規&民生モジュール事業担当<br>兼技術本部副本部長 |                                                                                                                                                                |
| 岡安明彦 | 取締役 中国事業担当                      | DALIAN ALPS ELECTRONICS CO., LTD. 董事長<br>NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD. 董事長<br>WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD. 董事長<br>ALPS ELECTRONICS TAIWAN CO., LTD. 董事長 |
| 飯田隆  | 取締役 弁護士                         | 株式会社島津製作所 社外監査役<br>日本電信電話株式会社 社外監査役                                                                                                                            |
| 藤井康裕 | 監査役（常勤）                         |                                                                                                                                                                |
| 安岡洋三 | 監査役                             |                                                                                                                                                                |
| 秋山洋  | 監査役 弁護士                         | YKK株式会社 社外監査役                                                                                                                                                  |
| 國吉卓司 | 監査役 公認会計士                       |                                                                                                                                                                |

(注) 1. 取締役の異動

(就任) 2015年6月19日開催の第82回定時株主総会において、取締役に甲斐政志氏、岡安明彦氏が新たに選任され、就任しました。

(退任) 2015年6月19日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって、取締役 米谷信彦氏、島岡基博氏がそれぞれ辞任しました。

2. 取締役 飯田隆氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
3. 監査役 秋山洋氏、國吉卓司氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
4. 監査役 國吉卓司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 当社は取締役 飯田隆氏、監査役 國吉卓司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額  
役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる役員の員数  
取締役及び監査役の報酬等の額は以下のとおりです。

| 役員区分      | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |     |                | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|-----------|-----------------|------------------|-----|----------------|-----------------------|
|           |                 | 基本報酬             | 賞与  | ストック・<br>オプション |                       |
| 取締役       | 529             | 320              | 153 | 55             | 15                    |
| (うち社外取締役) | (8)             | (8)              | (-) | (-)            | (1)                   |
| 監査役       | 34              | 34               | -   | -              | 4                     |
| (うち社外監査役) | (9)             | (9)              | (-) | (-)            | (2)                   |
| 合計        | 564             | 355              | 153 | 55             | 19                    |
| (うち社外役員)  | (17)            | (17)             | (-) | (-)            | (3)                   |

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

2. 当事業年度末日における取締役は13名(うち社外取締役1名)、監査役4名(うち社外監査役2名)です。上記の役員の人数と相違しているのは、2015年6月19日開催の第82回定時株主総会において、退任した取締役が2名含まれるためです。

3. 賞与には、当事業年度における費用計上額を記載しています。

4. スtock・オプションには、当事業年度における費用計上額を記載しています。

5. 上記のほか、社外役員が当社の子会社から受けた報酬等の総額は1百万円であり、支給人数は1名です。また、当社は2014年6月20日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって取締役(社外取締役を除く)の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役(社外取締役を除く)に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しています。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役2名に対し113百万円の退職慰労金を支給しています。

## ③ 社外役員に関する事項

## イ. 社外役員の重要な兼職状況

| 区分    | 氏名   | 兼職先                     | 兼職の状況 | 当社との関係      |
|-------|------|-------------------------|-------|-------------|
| 社外取締役 | 飯田 隆 | 株式会社島津製作所<br>日本電信電話株式会社 | 社外監査役 | 特別の関係はありません |
| 社外監査役 | 秋山 洋 | YKK株式会社                 | 社外監査役 | 特別の関係はありません |

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役 飯田隆氏は、2015年度の取締役会12回の全てに出席（出席率100%）し、主に弁護士の専門的見地から必要に応じて発言を行っています。
- ・監査役 秋山洋氏は、2015年度の取締役会12回の全て（出席率100%）に、また監査役会5回の全てに出席（出席率100%）し、主に弁護士の専門的見地から必要に応じて発言を行っています。
- ・監査役 國吉卓司氏は、2015年度の取締役会12回の全て（出席率100%）に、また監査役会5回の全てに出席（出席率100%）し、主に公認会計士の専門的見地から必要に応じて発言を行っています。

## ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

## (4) 会計監査人に関する事項

① 当社の会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

② 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 90百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

③ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額

229百万円

- ④ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由  
監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しています。
- ⑤ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が当社の子会社の計算関係書類の監査をしている事実  
当社の重要な子会社のうち、以下に記載する11社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けています。
1. ALPS ELECTRIC EUROPE GmbH
  2. ALPS ELECTRIC KOREA CO., LTD.
  3. ALPS ELECTRONICS HONG KONG LIMITED
  4. ALPS (CHINA) CO., LTD.
  5. DALIAN ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
  6. NINGBO ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
  7. WUXI ALPS ELECTRONICS CO., LTD.
  8. ALPS ELECTRONICS TAIWAN CO., LTD.
  9. ALPINE ELECTRONICS OF AMERICA, INC.
  10. ALPINE ELECTRONICS MANUFACTURING OF EUROPE, LTD.
  11. ALPINE ELECTRONICS (CHINA) CO., LTD.
- ⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。  
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。
- ⑦ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項  
金融庁が2015年12月22日付で発表した業務停止処分の内容  
イ. 処分対象  
新日本有限責任監査法人

- . 処分内容
  - ・ 2016年1月1日から2016年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- 八. 処分理由
  - ・ 社員の過失による虚偽証明
  - ・ 監査法人の運営が著しく不当

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容（基本方針）及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

### ① 内部統制システムについての基本的な考え方とその整備状況

当社は、創業の精神（社訓）をグループ経営の原点と位置づけ、アルプスグループ経営規範（グループ経営規定、グループコンプライアンス憲章及びグループ環境憲章）を制定し、当社のコンプライアンスについての基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開します。これを踏まえて、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備します。

- イ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令及び定款適合性を確保するための体制
- (Ⅰ) 当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的内容を明確にした社内規定を定めます。
  - (Ⅱ) 当社は、利害関係のない独立した社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において経営の方針や重要事項を審議・決定し、また、各取締役の職務の執行状況の監督を行うため、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選定基準を設定します。
  - (Ⅲ) 当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。
  - (Ⅳ) 当社は、取締役の職務の執行に関する適法性監査の実効性を確保するため、当該監査を行うための能力・資質を有した者が監査役として株主総会で選任されるよう監査役候補者の選定基準を設定します。
  - (Ⅴ) 当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。
  - (Ⅵ) 当社は、子会社の取締役及び従業員の法令及び定款適合性を確保するための体制として、以下の体制を整備します。

(i) 電子部品事業のセグメントに属する子会社について

当社は、電子部品事業のセグメントに属する子会社（以下「電子部品事業セグメント構成会社」といいます）の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、当社は各電子部品事業セグメント構成会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。

(ii) アルパイン株式会社及び株式会社アルプス物流について

当社子会社のうち、上場企業であり、かつ当社グループにおける車載情報機器事業、物流事業の各セグメント基幹会社である上記2社（以下「上場子会社」といいます）は、当社グループの企業理念及び行動指針を踏まえ、各々のセグメントを構成するグループごとに内部統制に係る体制を構築します。また、当社は、上場子会社と当社グループの内部統制の構築に係る連携を図るための制度を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社は、グループコンプライアンス憲章、コンプライアンス基本規定を定めるとともに、それらの具体的内容を明確にした各種の社内規定を定めています。
- ・取締役については、選任基準に基づいて取締役候補者を選定し、株主総会に提案しています。
- ・取締役会については、付議内容・基準を定めた取締役会規則・細則に基づき、重要事項につき審議決定するとともに、各取締役から業務執行の報告を受けました。当事業年度は取締役会を12回開催し、社外取締役及び社外監査役はその全てに出席しました。また、取締役会決議の適法性を担保するため、事前確認規定に基づき管理本部長及びコンプライアンス担当部門による上程議案の事前確認も行っています。
- ・監査役については、監査役として職責を全うすることができる者を選定するため、監査役候補者の基準を定め、それに基づいて監査役候補者を選定し、株主総会に提案しています。
- ・コンプライアンス教育については、役員に対しては就任時及び再任時等に、従業員に対しては入社時及び定期的実施しています。当事業年度は、当社全従業員を対象に、コンプライアンス研修を実施しました。
- ・当社は、電子部品セグメント構成会社経営管理規定に基づき、子会社への経営指導・管理を行うとともに、コンプライアンス等に関する活動を支援しています。また、上場子会社とアルプスグループの運営及び管理に関する契約書を結び、グループ運営・管理に関する事項を定めるとともに、上場会社たる各社の独立性を維持しつつ、社長会やグループ監査連絡会などを定例的に開催し、グループとしての経営の相乗効果と適正化を図り、適切な内部統制を構築すべく取り組んでいます。

ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(Ⅰ) 当社は、取締役会の意思決定に至る過程及び意思決定に基づく執行に関する情報の取扱いを明確にした社内規定を定めます。

(Ⅱ) 当社は、各部門が保管する情報・保存方法・閲覧の権限等を社内規定に定め、情報の保存等に関する環境を整備します。

(Ⅲ) 当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。

#### 【運用状況の概要】

・当社は、取締役会規則・細則を定め、議事録の作成・保管方法その他取締役会の運営等を明確にするとともに、文書管理規定、情報管理規定及び秘密情報管理規定などを制定し、それらに基づいた情報の管理を行っています。また、当社子会社はそれぞれ、電子部品セグメント構成会社経営管理規定、上場子会社は運営及び管理に関する契約等に基づき、各社の執行状況等について当社に報告しています。

ハ. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(Ⅰ) 当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。

(Ⅱ) 当社は、当社子会社に関連する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また、電子部品事業セグメント構成会社については、当社のリスク管理に関する規定に準拠して各社で体制を整備させるとともに、その状況に応じて必要となる支援を行います。上場子会社については、各社及びそのグループ内においてその業務執行に係るリスクを踏まえた体制を整備し、当社は、上場子会社と連携を図るための制度を整備します。

#### 【運用状況の概要】

・当社は、リスクマネジメント方針の下、危機管理規定等の規定を定め、災害・事故・業務など経営に甚大な影響を及ぼすリスクに関する管理・報告体制の整備・運用をしています。

- ・当社子会社に対しては、各社の規模や業態に応じたリスク管理体制を整備しています。電子部品セグメント構成会社は、電子部品セグメント構成会社経営管理規定に基づき、当社に対しリスクに関する協議・報告を行っています。また、上場子会社については、社長会やグループ監査連絡会などを定例的に開催し、グループ間の連携を図っています。

## 二. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (Ⅰ) 当社は、機能別本部に加え、事業担当制を導入し、それぞれに担当取締役を設置して執行責任の所在を明確にするとともに、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。
- (Ⅱ) 当社は、取締役会において中短期経営計画を審議・決定し、各取締役はその計画に定める目標達成のため行動するとともに、進捗状況を取締役会において報告します。
- (Ⅲ) 当社は、当社グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、子会社の運営管理上の区分を定め、これらを踏まえた効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、電子部品事業セグメント構成会社については各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備するとともに、上場子会社については経営の状況報告を受けその進捗を確認しつつ連携を図るための制度を整備します。

### 【運用状況の概要】

- ・当社では、営業、技術、生産、管理、品質等の機能別組織に加え、事業領域別にコンポーネント、車載モジュール、新規市場&民生モジュールの事業担当制を敷き、それぞれに担当取締役を設置して責任を明確にしています。
- ・当社では、3年ごとに中期経営計画、また毎年短期経営計画を策定し、取締役会にて審議・決定を行っています。また、これらの計画については、半期ごとに経営計画会議を開催し、計画の進捗管理や見直しを行っています。取締役会にてこれらの計画の審議・決定を行っています。各担当取締役は、担当分野における計画の進捗状況を取締役会にて毎月報告しています。
- ・電子部品セグメント構成会社については、それぞれに担当取締役を定め、各子会社の業態や規模に応じた効率的な業務執行を行えるように指導、監督しています。上場子会社については、当社取締役会で経営の状況報告を受けその進捗を確認し、社長会で経営の連携を図っています。

ホ. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制

- (Ⅰ) 当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、当社グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。
- (Ⅱ) 当社は、当社グループ内における取引の価格について、適正な基準を設定します。
- (Ⅲ) 当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度（倫理ホットライン）（以下「倫理ホットライン」といいます）を設置し、通報窓口を定期的に周知します。
- (Ⅳ) 当社の内部監査部門は、当社及び電子部品事業セグメント構成会社の経営・事業に係る活動全般について監査を行い、当該内部監査の結果を取締役会並びに監査役会及び会計監査人に報告します。また、上場子会社については、各社の内部監査部門が各社及びそのグループ内を対象として監査を行うとともに、必要に応じて当社の内部監査部門と連携します。
- (Ⅴ) 当社の監査役は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

#### 【運用状況の概要】

- ・ 当社は、グループコンプライアンス憲章を定め、グループ全体で共有しています。グループ内における取引については、電子部品事業セグメント構成会社ではグループ会社価格基準、また、上場子会社とはアルプスグループの運営及び管理に関する契約書に基づいて、適正な取引を行っています。
- ・ 当社は、倫理ホットラインを設置し、月に一度発行される社報等で通報窓口を周知しています。倫理ホットラインの運用状況については、管理担当の取締役が確認を行い、半期毎に取締役会に報告しています。
- ・ 内部監査部門は、当社及び電子部品事業セグメント構成会社の経営・事業に係る活動全般を監査し、監査の結果を取締役会、監査役会及び会計監査人に報告しています。
- ・ 上場子会社については、各社の内部監査部門が各社及びそのセグメント構成会社を対象とした内部監査を行い、グループ監査連絡会などで各社の状況や課題を共有しています。
- ・ 当社の監査役は、定期的に国内の子会社の社長等と面談を行っています。また、海外子会社の社長等とは往査時に面談するほか、経営計画会議などの場を利用して面談、情報交換をしています。

ハ. 監査役の職務を補助する使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する部署を設け、専任のスタッフ（以下「監査役補助スタッフ」といいます）を配置します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、監査役の職務を補助する部署として監査役室を設け、専任の監査役補助スタッフを配置しています。
- ト. 当社の監査役補助者の取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (Ⅰ) 監査役補助スタッフは、他の職務を兼任せず、専ら当社監査役の指揮命令に従うものとします。
  - (Ⅱ) 当社は、常勤監査役の同意の下において監査役補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、監査役補助スタッフは、当社監査役の指揮命令下にあり、人事異動・考課は常勤監査役の同意を得て実施しています。
- チ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
- (Ⅰ) 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役による監査役への報告体制を整備します。
  - (Ⅱ) 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて、直接又は間接的に監査役に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、取締役が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、随時、取締役が常勤監査役に報告ができる環境を整備しています。また、従業員が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、常勤監査役、社外監査役、コンプライアンス担当部門長を窓口とする倫理ホットラインに通報、相談することができる体制を整備、運用、周知しています。

リ、当社子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(Ⅰ) 当社は、当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役が直接、又は当社の担当取締役等を通して当社の監査役に報告できる体制を整備します。

(Ⅱ) 当社は、当社子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて直接又は間接的に当社の監査役に報告できる体制を整備します。

#### 【運用状況の概要】

- ・国内の当社子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項については、上場子会社を含めて当該子会社の取締役・監査役・従業員が直接当社監査役に報告できる体制として、当社の常勤監査役、社外監査役を窓口とする倫理ホットライン制度を設置、運営、周知しています。
- ・主要な海外子会社には内部通報制度を設置し、その従業員が利用できるように指導しているほか、その運用状況を定期的に当社の倫理ホットライン事務局がモニタリングし、その結果を当社の管理担当取締役、常勤監査役及び社外監査役に報告しています。

又、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が監査役に対して報告・通報をしたことを理由とした不利益な取扱いを禁止することを社内規定に定めます。

#### 【運用状況の概要】

- ・当社は、倫理ホットライン規定により、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が倫理ホットラインに対して報告・通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止しています。

ル、当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について

(Ⅰ) 当社は、監査役の監査に関する費用について、監査役会で立案した監査計画に基づいた適切な額の予算を確保し、実際に支出する費用を前払又は償還します。

(Ⅱ) 当社は、監査役が緊急又は臨時に支出する費用について、監査役からの請求に基づいて前払又は償還します。

#### 【運用状況の概要】

- ・ 監査役の監査に関する費用は、監査計画に基づく予算を確保するとともに、実際に支出した費用を監査役の請求に基づいて、償還しています。なお当事業年度は、監査役から緊急又は臨時に支出する費用の請求は受けていません。
- ウ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
- (Ⅰ) 監査役は、取締役会や予算審議会等の重要な社内会議に出席できるなど、取締役や幹部従業員と定期及び随時に会合を行えることとします。
  - (Ⅱ) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図れるようにするために、定期及び随時に会合を行えることとします。
  - (Ⅲ) 監査役は、監査の実施上必要な場合には、外部の専門家を使用できることとします。

#### 【運用状況の概要】

- ・ 監査役は、取締役会や経営計画会議等の重要な会議に出席する他、取締役や幹部従業員と定期及び随時に会合を行っています。
- ・ 内部監査部門及び会計監査人とグループ監査連絡会や監査業務連絡会など定期及び随時に会合を行い、情報や課題を共有しています。
- ・ 監査役監査基準で外部の専門家を使用できることを明記しています。

#### ワ. 財務報告の適正を確保するための体制

当社は内部統制の整備・運用状況を業務の自己点検や独立部門による評価を通じて確認したうえで、財務報告の信頼性に係わる内部統制の有効性について内部統制報告書に開示します。

#### ② 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更にそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。

反社会的勢力及び団体に対する対応を統括する組織を人事・総務部門内に設置し、社内関係部門及び警察等外部専門組織機関との協力体制を整備しています。また、不当要求に対応するため、対応部門に対する社内研修を実施するなどの教育を併せて行っています。

# 連結貸借対照表

(2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額      |                | 科 目                   | 金 額 |                |
|--------------------|----------|----------------|-----------------------|-----|----------------|
| <b>(資産の部)</b>      |          |                | <b>(負債の部)</b>         |     |                |
| <b>I 流動資産</b>      |          |                | <b>I 流動負債</b>         |     |                |
| 1. 現金及び預金          |          | 117,543        | 1. 支払手形及び買掛金          |     | 67,420         |
| 2. 受取手形及び売掛金       |          | 123,384        | 2. 短期借入金              |     | 34,917         |
| 3. 商品及び製品          |          | 55,671         | 3. 未払費用               |     | 16,685         |
| 4. 仕掛品             |          | 9,325          | 4. 未払法人税等             |     | 7,063          |
| 5. 原材料及び貯蔵品        |          | 22,531         | 5. 繰延税金負債             |     | 67             |
| 6. 繰延税金資産          |          | 6,551          | 6. 賞与引当金              |     | 10,076         |
| 7. その他             |          | 19,764         | 7. 役員賞与引当金            |     | 212            |
| 貸倒引当金              |          | △395           | 8. 製品保証引当金            |     | 6,698          |
| 流動資産合計             |          | 354,378        | 9. その他の引当金            |     | 184            |
|                    |          |                | 10. その他               |     | 35,485         |
| <b>II 固定資産</b>     |          |                | 流動負債合計                |     | 178,811        |
| <b>1. 有形固定資産</b>   |          |                | <b>II 固定負債</b>        |     |                |
| (1) 建物及び構築物        | 130,958  |                | 1. 長期借入金              |     | 19,418         |
| 減価償却累計額及び減損損失累計額   | △92,211  | 38,747         | 2. 繰延税金負債             |     | 5,988          |
| (2) 機械装置及び運搬具      | 193,977  |                | 3. 退職給付に係る負債          |     | 20,784         |
| 減価償却累計額及び減損損失累計額   | △146,452 | 47,524         | 4. 役員退職慰労引当金          |     | 246            |
| (3) 工具器具備品及び金型     | 126,350  |                | 5. 環境対策費用引当金          |     | 280            |
| 減価償却累計額及び減損損失累計額   | △112,160 | 14,190         | 6. その他                |     | 5,562          |
| (4) 土地             |          | 28,990         | 固定負債合計                |     | 52,280         |
| (5) 建設仮勘定          |          | 14,714         | <b>負債合計</b>           |     | <b>231,092</b> |
| 有形固定資産合計           |          | 144,167        | <b>(純資産の部)</b>        |     |                |
| <b>2. 無形固定資産</b>   |          | 14,217         | <b>I 株主資本</b>         |     |                |
| <b>3. 投資その他の資産</b> |          |                | 1. 資本金                |     | 38,730         |
| (1) 投資有価証券         |          | 22,980         | 2. 資本剰余金              |     | 57,248         |
| (2) 繰延税金資産         |          | 4,874          | 3. 利益剰余金              |     | 143,650        |
| (3) 退職給付に係る資産      |          | 14             | 4. 自己株式               |     | △3,505         |
| (4) その他            |          | 25,021         | 株主資本合計                |     | 236,124        |
| 貸倒引当金              |          | △2,797         | <b>II その他の包括利益累計額</b> |     |                |
| 投資その他の資産合計         |          | 50,093         | 1. その他有価証券評価差額金       |     | 3,946          |
| 固定資産合計             |          | 208,477        | 2. 繰延ヘッジ損益            |     | △2             |
| <b>資産合計</b>        |          | <b>562,856</b> | 3. 土地再評価差額金           |     | △526           |
|                    |          |                | 4. 為替換算調整勘定           |     | △3,518         |
|                    |          |                | 5. 退職給付に係る調整累計額       |     | △7,528         |
|                    |          |                | その他の包括利益累計額合計         |     | △7,628         |
|                    |          |                | <b>III 新株予約権</b>      |     | 179            |
|                    |          |                | <b>IV 非支配株主持分</b>     |     | 103,088        |
|                    |          |                | <b>純資産合計</b>          |     | <b>331,764</b> |
|                    |          |                | <b>負債純資産合計</b>        |     | <b>562,856</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結損益計算書

(自 2015年4月1日)  
(至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

| 科<br>目                 | 金      | 額              |
|------------------------|--------|----------------|
| I 売上高                  |        | 774,038        |
| II 売上原価                |        | 621,754        |
| <b>売上総利益</b>           |        | <b>152,284</b> |
| III 販売費及び一般管理費         |        | 99,956         |
| <b>営業利益</b>            |        | <b>52,327</b>  |
| IV 営業外収益               |        |                |
| 1. 受取利息                | 454    |                |
| 2. 受取配当金               | 418    |                |
| 3. 持分法による投資利益          | 514    |                |
| 4. 補助金収入               | 318    |                |
| 5. 雑収入                 | 1,133  | 2,840          |
| V 営業外費用                |        |                |
| 1. 支払利息                | 1,066  |                |
| 2. 為替差損                | 1,297  |                |
| 3. 雑支出                 | 2,765  | 5,129          |
| <b>経常利益</b>            |        | <b>50,038</b>  |
| VI 特別利益                |        |                |
| 1. 固定資産売却益             | 232    |                |
| 2. 関係会社株式売却益           | 18,450 |                |
| 3. 持分変動利益              | 158    |                |
| 4. その他                 | 386    | 19,228         |
| VII 特別損失               |        |                |
| 1. 固定資産除売却損            | 392    |                |
| 2. 投資有価証券評価損           | 827    |                |
| 3. その他                 | 214    | 1,434          |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |        | <b>67,832</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 18,611 |                |
| 法人税等調整額                | 2,522  | 21,133         |
| 当期純利益                  |        | 46,698         |
| 非支配株主に帰属する当期純利益        |        | 7,664          |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |        | <b>39,034</b>  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(参考情報)

【連結損益及び包括利益計算書】(監査対象外)

連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 売上高             | 774,038 |
| 売上原価            | 621,754 |
| 売上総利益           | 152,284 |
| 販売費及び一般管理費      | 99,956  |
| 営業利益            | 52,327  |
| 営業外収益           |         |
| 受取利息            | 454     |
| 受取配当金           | 418     |
| 持分法による投資利益      | 514     |
| 補助金収入           | 318     |
| 雑収入             | 1,133   |
| 営業外収益合計         | 2,840   |
| 営業外費用           |         |
| 支払利息            | 1,066   |
| 為替差損            | 1,297   |
| 雑支出             | 2,765   |
| 営業外費用合計         | 5,129   |
| 経常利益            | 50,038  |
| 特別利益            |         |
| 固定資産売却益         | 232     |
| 関係会社株式売却益       | 18,450  |
| 持分変動利益          | 158     |
| その他             | 386     |
| 特別利益合計          | 19,228  |
| 特別損失            |         |
| 固定資産除売却損        | 392     |
| 投資有価証券評価損       | 827     |
| その他             | 214     |
| 特別損失合計          | 1,434   |
| 税金等調整前当期純利益     | 67,832  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 18,611  |
| 法人税等調整額         | 2,522   |
| 法人税等合計          | 21,133  |
| 当期純利益           | 46,698  |
| (内訳)            |         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 39,034  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 7,664   |

|                  |         |
|------------------|---------|
| その他の包括利益         |         |
| その他有価証券評価差額金     | △3,277  |
| 繰延ヘッジ損益          | △1      |
| 為替換算調整勘定         | △12,324 |
| 退職給付に係る調整額       | △5,308  |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | △2,010  |
| その他の包括利益合計       | △22,924 |
| 包括利益             | 23,774  |
| (内訳)             |         |
| 親会社株主に係る包括利益     | 21,817  |
| 非支配株主に係る包括利益     | 1,956   |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 貸借対照表

(2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                       | 金 額            | 科 目                       | 金 額            |
|---------------------------|----------------|---------------------------|----------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b>        |                | <b>( 負 債 の 部 )</b>        |                |
| <b>I 流 動 資 産</b>          |                | <b>I 流 動 負 債</b>          |                |
| 1. 現金及び預金                 | 29,589         | 1. 買掛金                    | 43,568         |
| 2. 受取手形                   | 967            | 2. 短期借入金                  | 13,690         |
| 3. 売掛金                    | 62,010         | 3. 1年内返済予定の長期借入金          | 9,926          |
| 4. 商品及び製品                 | 12,575         | 4. リース債務                  | 947            |
| 5. 仕掛品                    | 5,140          | 5. 未払金                    | 20,214         |
| 6. 原材料及び貯蔵品               | 4,531          | 6. 未払費用                   | 4,498          |
| 7. 前渡金                    | 332            | 7. 未払法人税等                 | 1,587          |
| 8. 前払費用                   | 1,359          | 8. 前受金                    | 2,091          |
| 9. 繰延税金資産                 | 3,540          | 9. 預り金                    | 206            |
| 10. 未収入金                  | 11,977         | 10. 賞与引当金                 | 4,845          |
| 11. 関係会社短期貸付金             | 5,408          | 11. 役員賞与引当金               | 155            |
| 12. その他                   | 714            | 12. 製品保証引当金               | 994            |
| 貸倒引当金                     | △29            | 13. たな卸資産損失引当金            | 285            |
| 流 動 資 産 合 計               | 138,118        | 14. その他                   | 50             |
| <b>II 固 定 資 産</b>         |                | 流 動 負 債 合 計               | 103,063        |
| <b>1. 有 形 固 定 資 産</b>     |                | <b>II 固 定 負 債</b>         |                |
| (1) 建物                    | 10,118         | 1. 長期借入金                  | 17,000         |
| (2) 構築物                   | 267            | 2. リース債務                  | 243            |
| (3) 機械及び装置                | 16,805         | 3. 長期未払金                  | 662            |
| (4) 車両運搬具                 | 52             | 4. 退職給付引当金                | 5,680          |
| (5) 工具、器具及び備品             | 2,067          | 5. 環境対策費用引当金              | 280            |
| (6) 金型                    | 2,151          | 6. 資産除去債務                 | 220            |
| (7) 土地                    | 16,768         | 7. その他                    | 97             |
| (8) 建設仮勘定                 | 7,186          | 固 定 負 債 合 計               | 24,184         |
| 有 形 固 定 資 産 合 計           | 55,417         | <b>負 債 合 計</b>            | <b>127,247</b> |
| <b>2. 無 形 固 定 資 産</b>     |                | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>      |                |
| (1) 特許権                   | 134            | <b>I 株 主 資 本</b>          |                |
| (2) 借地権                   | 236            | 1. 資 本 本 金                | 38,730         |
| (3) 商標権                   | 0              | 2. 資 本 剰 余 金              |                |
| (4) ソフトウェア                | 9,126          | 資本準備金                     | 53,830         |
| (5) 電話加入権                 | 42             | その他資本剰余金                  | 3,507          |
| (6) 施設利用権                 | 1              | 資 本 剰 余 金 合 計             | 57,337         |
| 無 形 固 定 資 産 合 計           | 9,540          | <b>3. 利 益 剰 余 金</b>       |                |
| <b>3. 投 資 そ の 他 の 資 産</b> |                | その他利益剰余金                  | 38,782         |
| (1) 投資有価証券                | 2,891          | 繰越利益剰余金                   | 38,782         |
| (2) 関係会社株式                | 39,738         | その他利益剰余金合計                | 38,782         |
| (3) 出資金                   | 12             | 利 益 剰 余 金 合 計             | 38,782         |
| (4) 関係会社出資金               | 11,240         | <b>4. 自 己 株 式</b>         | △3,505         |
| (5) 従業員に対する長期貸付金          | 71             | 株 主 資 本 合 計               | 131,344        |
| (6) 更生債権                  | 2,653          | <b>II 評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> |                |
| (7) 長期前払費用                | 938            | その他有価証券評価差額金              | 119            |
| (8) 前払年金費用                | 246            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計       | 119            |
| (9) 差入保証金                 | 72             | <b>III 新 株 予 約 権</b>      | 97             |
| (10) 繰延税金資産               | 488            | 純 資 産 合 計                 | 131,561        |
| (11) その他                  | 60             | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>      | <b>258,809</b> |
| 貸倒引当金                     | △2,681         |                           |                |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 合 計       | 55,732         |                           |                |
| 固 定 資 産 合 計               | 120,690        |                           |                |
| <b>資 産 合 計</b>            | <b>258,809</b> |                           |                |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 損益計算書

(自 2015年4月1日)  
(至 2016年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金     | 額             |
|-----------------|-------|---------------|
| I 売上高           |       | 361,697       |
| II 売上原価         |       | 300,657       |
| <b>売上総利益</b>    |       | <b>61,039</b> |
| III 販売費及び一般管理費  |       | 43,663        |
| <b>営業利益</b>     |       | <b>17,375</b> |
| IV 営業外収益        |       |               |
| 1. 受取配当金        | 6,431 |               |
| 2. 雑収入          | 391   | 6,822         |
| V 営業外費用         |       |               |
| 1. 支払利息         | 320   |               |
| 2. 支払手数料        | 264   |               |
| 3. 為替差損         | 361   |               |
| 4. 休止固定資産減価償却費  | 367   |               |
| 5. 係争関連損失       | 326   |               |
| 6. 雑支出          | 697   | 2,338         |
| <b>経常利益</b>     |       | <b>21,860</b> |
| VI 特別利益         |       |               |
| 1. 関係会社株式売却益    | 370   |               |
| 2. その他          | 56    | 427           |
| VII 特別損失        |       |               |
| 1. 投資有価証券評価損    | 754   |               |
| 2. 関係会社株式評価損    | 957   |               |
| 3. その他          | 88    | 1,800         |
| <b>税引前当期純利益</b> |       | <b>20,487</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,288 |               |
| 法人税等調整額         | △373  | 915           |
| <b>当期純利益</b>    |       | <b>19,571</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2016年5月18日

アルプス電気株式会社  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松岡 寿史 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花藤 則保 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 純一郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルプス電気株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルプス電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2016年5月18日

アルプス電気株式会社  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松岡 寿史 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花藤 則保 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 純一郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルプス電気株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

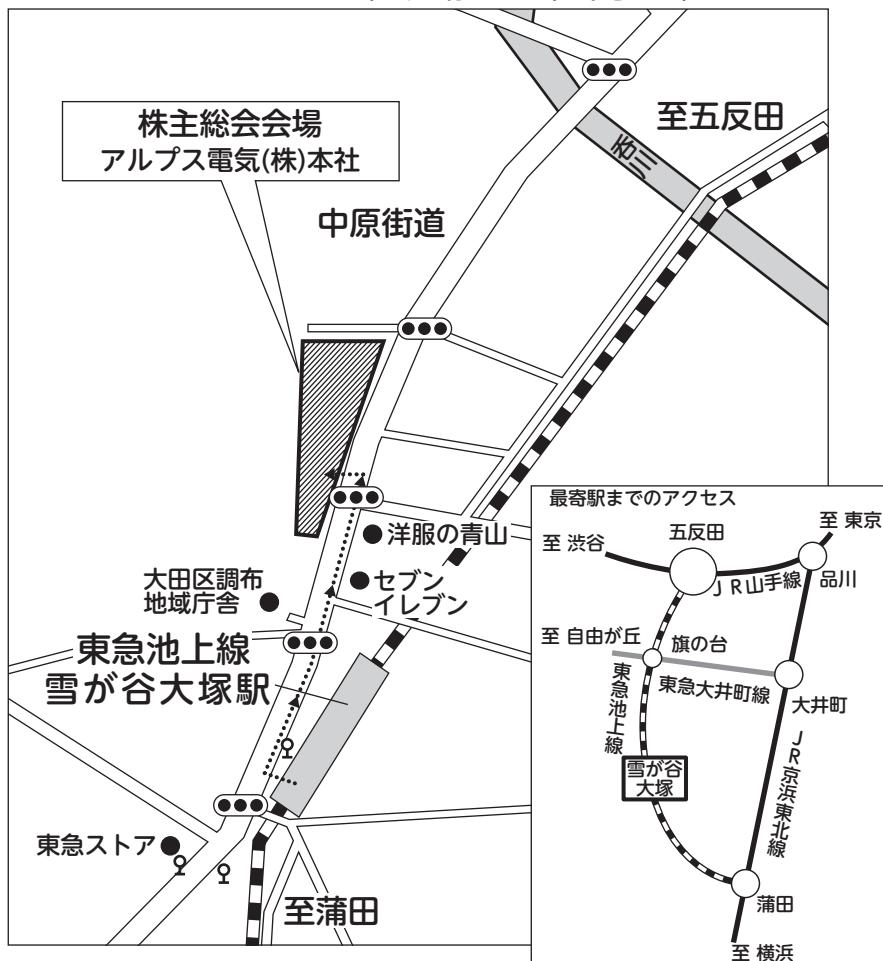
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月26日

|            |      |
|------------|------|
| アルプス電気株式会社 | 監査役会 |
| 常勤監査役 藤井康裕 | Ⓔ    |
| 監査役 安岡洋三   | Ⓔ    |
| 社外監査役 秋山洋  | Ⓔ    |
| 社外監査役 國吉卓司 | Ⓔ    |

以上

## (会場ご案内図)



### <交通のご案内>

- ・電車でご来場の場合 東急池上線「雪が谷大塚駅」下車 徒歩約5分  
五反田駅より8駅目(約12分)  
蒲田駅より6駅目(約10分)
- ・バスでご来場の場合 東急バス「雪が谷バス停」下車 徒歩約5分  
「蒲12」 田園調布駅(東急東横/目黒 各線) ⇄ 蒲田駅(JR京浜東北/東急池上/東急多摩川 各線)  
「多摩01」 多摩川駅(東急東横/目黒/多摩川 各線) ⇄ 東京医療センター  
「渋33」 多摩川駅(東急東横/目黒/多摩川 各線) ⇄ JR・渋谷駅西口バスターミナル

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。